

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年 10 月

鹿児島県人事委員会



人委第110号

令和7年10月1日

鹿児島県議会議長 日高 滋 殿

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県人事委員会委員長 富永 信一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	-----	1
第 1	職員の給与	-----	1
第 2	民間の給与	-----	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	-----	3
第 4	生計費及び物価	-----	4
第 5	職員と国家公務員との給与比較	-----	5
第 6	人事院の報告及び勧告の概要	-----	5
第 7	職員の給与の改定	-----	6
第 8	人事管理・公務運営の改善	-----	7
第 9	むすび	-----	18
別紙第 2	勧 告	-----	19

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 人事院の報告及び勧告の概要

報

告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職員の給与

令和 7 年 4 月における職員給与の支給状況等について、行政職，研究職，医療職（一），医療職（二），医療職（三），海事職，教育職（一），教育職（二），教育職（三）及び公安職の 10 の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		21,940 人	5,323 人
平 均 年 齢		42.8 歳	41.2 歳
平均経験年数		20.7 年	19.6 年
学 歴 別 構 成 比	大学卒	75.0 %	66.2 %
	短大卒	11.4 %	8.9 %
	高校卒	13.5 %	24.7 %
	中学卒	0.1 %	0.2 %
性 別 構 成 比	男	60.1 %	65.8 %
	女	39.9 %	34.2 %
平均扶養親族数		1.0 人	0.8 人
平 均 給 与	給 料	366,074 円	325,116 円
	扶 養 手 当	10,821 円	8,937 円
	住 居 手 当	8,196 円	6,972 円
	そ の 他	20,554 円	16,662 円
	合 計	405,645 円	357,687 円

(注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び鹿児島県職員の給与に関する条例附則第13項等により給料月額が決定される職員は含まない。
2 詳細は、参考資料第 1 表から第 12 表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の613事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された123事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,675人及び医療関係、教育関係等54職種の952人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、給与改定の状況等を調査した。

なお、後記第3の1のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものを用いている。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況を見ると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は40.9%、ベースアップを中止した事業所の割合は16.5%、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は77.8%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は16.5%、減額となっている事業所の割合は4.2%となっている。

その1 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	40.9	16.5	0.0	42.5
課長級	38.0	15.0	0.0	47.0

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
係員	86.4	77.8	16.5	4.2	57.1	8.6	13.6
課長級	84.3	75.7	14.5	4.2	57.1	8.6	15.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 公民給与の比較方法の見直し

人事院は、本年の給与改定の勧告に当たり、官民給与の比較方法について、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直しを行ったところである。

本委員会においても、行政需要が高度化・多様化・複雑化し、職員の業務の重要性・困難性が高まっていること、人材確保は喫緊の課題であること等を踏まえ、公民給与の比較方法について、人事院と同様の見直しを行うこととした。

なお、見直し後の民間と公務の各役職段階の対応関係は、次表のとおりである。

行政職給料表

級	民間	企業
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9級	支店長，工場長，部長，部次長	
8級	課長	支店長，工場長，部長，部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

2 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を13,169円（3.62%）下回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right]$
376,719円	363,550円	13,169円 (3.62%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まない。

3 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額 \times 4.63月分(昨年4.58月分)となっており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数(4.60月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っていた。

項 目	区 分	
	民間事業所の従業員	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	328,319円
	上半期 (A2)	330,499円
特別給の支給額	下半期 (B1)	728,365円
	上半期 (B2)	798,004円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.22月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.41月分
年間の支給割合		4.63月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から令和7年7月までの期間をいう。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ183,880円、214,800円及び245,720円となっている。(参考資料第21表)

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では3.6%、鹿児島市では4.0%の増となっている。

第5 職員と国家公務員との給与比較

令和6年地方公務員給与実態調査（総務省）によると、令和6年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数[※]は、国家公務員を100とした場合、96.3となっており、全国の都道府県の中では低い指数となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (令和6年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上102未満	17
98以上100未満	24
98未満	5

鹿児島県	96.3
------	------

都道府県平均指数	99.7
----------	------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、参考資料55ページから58ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の給与を2のように取り扱う必要があると判断した。

2 改定すべき事項等

(1) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定するだけでは民間給与との較差が解消されないことから、昨年と同様、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の101.08）を乗じた給料表に改定する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.60月）が民間の年間の支給割合（4.63月分）を下回っていることから、支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を0.05月引き上げ、4.65月に改定する必要がある。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、来年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(4) 地域手当

令和8年度の地域手当の支給割合については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(5) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当の額については、他の都道府県の支給状況及び本県の実情等を考慮して検討を行う必要がある。なお、人事院が勧告した駐車場等の利用に対する通勤手当の新設については、国の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

また、月の途中に採用された職員等に対する通勤手当の支給の始期については、人事院報告の内容に準じて見直す必要がある。

(6) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(7) 初任給基準

初任給基準については、職員採用試験の競争率が低下傾向にある現状を踏まえ、人材確保を図る観点から、来年度以降の採用活動に資するため、他県の初任給の状況等を勘案し、見直しについて検討を行う必要がある。

なお、初任給基準を見直す場合は、在職者についても所要の調整を行う必要がある。

(8) 教育職員の給与

教職調整額については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）による改正後の基準に基づき改定する必要がある。また、教職調整額の支給を受けない教育職員に措置される給料月額に加算額についても、同法の趣旨を踏まえ、所要の改定を行う必要がある。

この他、給特法等一部改正法を踏まえた措置については、国や他の都道府県の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

(9) その他の課題

職員の給与制度のあり方については、人事院が勧告した、職員の月例給与水準を適切に確保するための手当を含め、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜、適切に見直しを行う必要がある。

第8 人事管理・公務運営の改善

1 人材の確保及び育成

(1) 優秀かつ多様な人材の確保

国においては、労働市場や人材確保を取り巻く環境は急速に変化しており、各府省がそれぞれの行政課題に応じた「あるべき人材ポートフォリオ^{*1}」を形成し、実現していくことが、重要な課題であるとしている。このため、人事院は、各府省の望ましい人材ポートフォリオの実現に向け、採用制度全体の在り方を見直し、各府省における人材戦略を支える基盤として再構築するとしている。

具体的には、経験者採用試験におけるオンライン試験の導入、インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備、アルムナイ人材^{*2}の柔軟な採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化などに取り組むこととしている。

また、国家公務員として働くやりがいや仕事を通じた成長、働く環境の現状や今後の改善の方向性などが、公務外に十分に伝わっているとは言えないことから、競合する企業等と差別化できる公務職場の魅力を整理し、公務内への浸透と公務外への発信を一体的・整合的に展開していくとしている。

本県においては、令和4年3月に「行財政運営指針」を、令和6年3月に「鹿児島県職員人財育成ビジョン」（以下、「人財育成ビジョン」という。）を策定し、職員を大切な「財産」として捉え、職員の学びの機会の提供や働きやすい職場環境づくり等を通じて公務職場の魅力を更に高めつつ、柔軟な採用試験の実施や積極的な情報発信、多様な採用制度の活用等を通じて、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対して柔軟に対応できる優秀で多様な人材を安定的に確保することとしている。

具体的には、SPI試験におけるオンライン試験の導入や技術職種の記述式専門試験の廃止等、受験しやすい採用試験への見直しのほか、就職活動前の大学1、2年生も対象とした採用説明会や若手職員と学生の交流イベント等における公務職場の魅力等に係る情報発信、結婚、出産、育児又は介護を理由に退職した職員の再採用（カムバック）試験の実施などに取り組んでいる。

また、昨年度、若手職員を中心に構成する「鹿児島県庁人材確保・働き方改革ワーキンググループ」の議論の成果として、「鹿児島県庁人材確保アクションプログラム」（以下、「人材確保アクションプログラム」という。）を策定し、学生等に対するリクルーティング活動の強化、インターンシップ・キャリア実習の拡充、県庁における働き方改革の積極的な発信等、人材

確保に向けた具体的な取組を実施している。

このような取組を進めながら、積極的な人材確保活動の展開、採用環境の変化に応じた柔軟な採用試験や多様な採用制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえ、引き続き検討する必要がある。

※1 今後の事業戦略の実現に必要な人材の質的・量的な構成を明らかにしたもの。

※2 公務を一度離職した者で、民間経験や新たな視点を有しつつ、業務内容や公務組織への理解も備えており、専門性を有する即戦力としてのみならず、組織を安定的に支える存在として非常に重要な人材。

(2) 人材の育成

国においては、若手職員を中心とする自身のキャリア形成への関心の高まりや一人一人の職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことができる環境を整備していく必要があるとしている。このため、人事院は、職員の主体的な学びと成長を促進するとともに、キャリア形成支援を進める上での指標とできるよう、国家公務員に求められる能力、すなわち公務で獲得できる能力を明確化し、各府省に提供するほか、職位や職種に応じて求められる能力の詳細を整理したスキルマップの作成を支援し、幅広い人事管理への活用を図っていくこととしている。

本県においては、人財育成ビジョンで、目指すべき職員像として、「挑戦」する職員、「共感」できる職員、「誠実」な職員を掲げている。今後の取組の方向性として、職員のキャリアプランの形成を支援することや、業績評価や能力評価の結果等について適切にフィードバックし、職員の更なる成長につなげること、職階等に応じた研修の機会を積極的に提供することなどが示されており、各般の取組を実施しているところである。

また、人材確保アクションプログラムでは、職員が自らキャリアビジョンを描き、意欲を持って、主体的に仕事や能力開発等に取り組むことができるよう、職種別のキャリアパスを提示するとともに、その実現に向けた人事のあり方や支援策の検討を行うこととしている。

今後とも、職員の意欲と資質の更なる向上を図る観点から、人財育成ビジョン等に基づき、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材の育成に、計画的かつ積極的に取り組む必要がある。

(3) 多様な人材の活躍推進

個々の職員の違いを認め、多様な人材を生かし、その能力を最大限発揮できるようにすることが、イノベーションを生み出し、価値創造につながることから、公務におけるダイバーシティ・マネジメント*の推進が必要である。

女性の採用・登用状況を見ると、知事部局においては、令和7年4月1日

現在、令和7年度の採用者に占める女性割合は48.9パーセントであり、課長級以上の女性職員の割合は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「特定事業主行動計画」における令和7年度の目標値である16.0パーセントに対し、過去最高の15.3パーセントとなっている。これまで女性職員のキャリア形成支援や登用の拡大等に努めてきており、引き続き、「特定事業主行動計画」等を踏まえ、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の理念等を踏まえ、「障害者活躍推進計画」を策定し、障害者雇用の推進に取り組んでおり、職員採用選考試験における受験資格要件の緩和のほか、会計年度任用職員への積極的な任用など着実に取組が進んでいるものの、任命権者によっては法定雇用率が達成されていない状況である。

各任命権者においては、引き続き、障害者雇用に対する職員の理解を深めながら、障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、今後も法定雇用率の引上げが予定されていることから、新たな法定雇用率の達成を目指す必要がある。

性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進についても、引き続き、取り組んでいくことが必要である。

※ 多様性を尊重し、異なる属性や価値観を持つ人材を積極的に取り入れ、組織の成長を促す取組。

2 能力及び実績に基づく人事管理

人事院は、公務員人事管理の在り方について聖域を設けることなく骨太かつ課題横断的な議論を行うため、令和5年9月から各界有識者による人事行政諮問会議を開催し、本年3月に最終提言を公表した。

最終提言では、職員が能力・実績に基づき適切な処遇を受けるには、メリハリと納得性のある人事評価の運用の実現などに向けて、給与、人事評価、任用の在り方を一体的に見直していく必要があるとされ、人事院においては、職務・職責をより重視した給与体系とすることと併せて、業務の効率化の視点も踏まえた新たな人事制度について検討を進めることとしている。

本県においては、国の人事評価制度の見直しや人財育成ビジョンの策定等を踏まえ、人材育成における人事評価制度の更なる活用の観点から、昨年3月、評価区分の細分化や評価体制の見直しなど、職員の能力・実績を的確に把握し、適切なフィードバックにつなげるための制度の見直しを行ったところである。

人事評価制度の本来の趣旨である人材育成・組織パフォーマンスの向上を推

進するためには、全ての職員が、その趣旨について認識を深めることが重要である。

今後とも、評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、評価者等に対する研修の充実や適切な評価結果のフィードバックなど、より実効性のある取組を推進する必要がある。

3 良好な職場環境の整備

質の高い行政サービスを提供することのできる強靱な公務組織を実現するためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援など、職員が主体的な貢献意欲を持って、意欲と能力を最大限発揮できる環境の整備を推進することが重要である。このことは、公務職場の魅力向上や優秀で多様な人材の確保にも資するものであり、迅速かつ着実に取り組む必要がある。

(1) 長時間労働の是正

ア 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点に加え、公務が職場として選ばれるための魅力の向上にもつながることから、積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においてこれまでも様々な取組が進められてきたところである。

超過勤務については、原則として月45時間の範囲内（限度時間）、また、臨時的に限度時間を超える場合であっても月100時間未満等（上限時間等）とされているが、公務の運営上真にやむを得ない場合は、限度時間又は上限時間等を適用しないこととされているところである。

知事部局においては、令和6年度の月1人当たり平均超過勤務時間は前年度より減少しているものの、依然として上限時間等を超えて超過勤務を行った職員がおり、所属によっては長時間の超過勤務が発生している実態がある。

本委員会が本年1月から2月にかけて実施した「超過勤務時間の縮減に係るアンケート」（回答者数：4,408人）によれば、回答者の4割が超過勤務時間が長いと感じており、また同じ超過勤務時間でもその理由により負担感を強く感じるとの結果が出ている。このため、管理監督職員は、部下職員の勤務時間や業務量を勘案した上で、納得性を持って超過勤務を行えるようにすることが必要であると考えている。

管理監督職員にあっては、超過勤務に対する部下職員の納得性に繋げる意味でも、「超過勤務等の縮減のための指針」等に基づき、所掌業務につ

いて、その必要性の検討を踏まえた不断の見直しや、デジタル技術の活用等による業務改革（BPR）の推進を図るとともに、自所属内のみならず他所属・他部局等への影響にも配慮しながら、資料作成や会議、レクの効率化・簡素化・ペーパーレス化などについてより一層の推進を図る必要がある。

各任命権者においては、超過勤務の限度時間は月45時間の範囲内が原則であることを再認識した上で、任命権者自らが強い取組姿勢を持ち、そのリーダーシップの下で、業務執行体制の適宜、適切な見直しや、業務の徹底した効率化・合理化による業務量の実質的な削減など、超過勤務の縮減のための取組について、全庁的により一層推進することが必要である。

管理監督職員等においては、これまで以上に勤務時間管理におけるその役割と責務を十分認識し、パソコンの使用時間の確認等を確実にを行い、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、より一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

超過勤務を命じる必要がある場合は、必要最小限のものとし、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、職務遂行能力や勤務実態と併せて、面談や日頃のコミュニケーション等を通じた個々の職員の置かれている事情の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、また特定の職員や係のみが過重な業務負担を負うことのないよう、業務配分の見直しなどの業務管理を適切に行うことが求められる。

職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力等の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

本委員会においては、適切な勤務時間管理に係る職員の意識改革を促し、良好な職場環境づくりが推進されるよう、昨年度から、知事部局において時間外の職場巡回を実施しているところである。今後も、引き続き、職員のログ情報など客観的な記録を基礎とした勤務時間の適正な管理等について調査・指導を行っていく。

イ 学校等における働き方改革

① 学校

本年6月、給特法等一部改正法が成立し、その附則において、政府の措置として令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標として掲げられた。

この法改正を契機として、学校現場においては、働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めることが求められる。

本県においては、令和6年度上半期の学校職員の勤務実態等調査において、1か月あたりの時間外在校等時間が月45時間の範囲内であった教育職員の割合は、すべての校種において令和5年度同時期よりも改善が見られている。

任命権者においては、学校の働き方改革等に関する国や他の都道府県の動向等を注視しながら、教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保等について取り組んでいく必要がある。

また、各学校や市町村教育委員会とより連携を深めながら、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進や、条例等に基づく、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を通じて、働き方改革の実現に向けた各種施策を、引き続き、着実に推進する必要がある。

また、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校の実情に応じた業務改善の取組をより一層進めていく必要がある。

② 教育行政（教育委員会事務局及び学校以外の教育機関）

任命権者においては、令和6年の本委員会による報告を踏まえ、昨年12月に教育長通知を発出し、超過勤務の縮減について強い取組姿勢を示すとともに、管理監督職員を対象とした会議等において超過勤務の縮減や業務の改善について指導・助言等を行い、更なる取組を推進しているところである。

本年度の実態調査においては、一定の改善が見られているものの、依然として、ログ情報と勤務時間のかい離が発生している所属が散見されたところである。

働き方改革は、学校だけでなく教育行政の場でも推進されなければならない。

任命権者においては、勤務実態を正確に把握し、その実態に基づき、超過勤務の要因の整理、分析、対策、検証の着実な実施を推進するなど、徹底した働き方改革とともに、管理監督職員をはじめ、全ての職員に対する意識改革に引き続き取り組むことが必要である。

(2) 柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する現在、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方を推進し、持続可能な形で、その能力やスキルを最大限に発揮して活躍できるような職場環境の整備が求められている。

国においては、これまで、フレックスタイム制の見直しや勤務間のインターバル確保に係る努力義務規定の導入など、柔軟な働き方を実装するための制度改革等を行ってきており、本年度はフレックスタイム制や年次休暇取得単位の更なる柔軟化など、既存の制度の見直しについて検討していくほか、より実効性のある勤務間のインターバルの確保に向けた取組を推進していくこととしている。

本県においては、フレックスタイム制や在宅勤務等手当は導入されていないところであり、引き続き、国及び他の都道府県の動向や本県の実情等を踏まえながら、その導入等について検討を進める必要がある。

また、現在、働きやすい職場環境の整備の一環として取り組んでいる、勤務間のインターバルの確保に資する取組の推進や、時差出勤、兼業・副業の更なる促進などについて、今後積極的に活用されるよう、まずは職場でマネジメントを行う管理監督職員が制度等の活用方法を含めて十分に理解する必要がある。また、管理監督職員のみならず、職員一人ひとりが制度等について理解を深めていくことも重要であり、職員の意識や職場の慣習を変えていくことが必要である。

各任命権者においては、現在の取組を引き続き実施するとともに、国や他の都道府県の取組も参考にしながら、制度が活用しやすく、職員が働きやすい環境の整備に向けた取組をより積極的に推進していくことが重要である。

(3) 仕事と生活の両立支援

生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足の中、育児や介護など職員の希望や事情に応じた勤務を可能とし、あらゆる職員が個性や能力を存分に発揮できる公務職場を実現することは一層重要な課題となっている。

国においては、育児時間の取得パターンの多様化などを内容とする国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、地方公務員についても、国家公務員の改正内容に準じた地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われたところである。

本県においては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図るため、所要の条例等の改正を行い、本年4月から、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や、看護休暇等の見直しが、10月から、部分休業の取得パ

ターンの多様化などの見直しが行われたところである。

また、育児と仕事の両立ができ、男性の育児休業が当たり前になる社会を実現させることは、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解のある職場風土の形成等の観点から大変重要である。

各任命権者においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等で数値目標を掲げ、男性の育児休業の取得促進等に関する取組を推進しており、目標の達成に向けて、引き続き、より一層の取組の充実が求められる。

年次有給休暇の取得についても、同計画等に掲げた目標達成に向けて引き続き積極的に取り組む必要がある。

今後とも、仕事と育児・介護など生活の両立支援制度について、より一層活用できるよう、更なる周知や業務執行体制等の適宜、適切な見直しにより制度を有効に利用しやすい職場環境づくり等に積極的に取り組む必要がある。

(4) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康相談や産業医による面接指導など、長時間労働による健康障害の防止を含め健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実などに取り組んできたところである。

しかしながら、依然として、休職者等の数は漸増傾向にあり、うち精神疾患等を原因とする職員の割合は高い水準で推移している。

知事部局においては、令和6年度は、令和5年度と比較し、精神疾患等を原因とする職員のうち、30歳代・40歳代の人数はやや減少しているものの、20歳代以下の割合は増加しており、同世代の職員数に占める割合も他の年代に比べて高く、50歳代以上は同年代の職員数に占める割合は低いが、人数は増加している。

各任命権者においては、ストレスチェック制度を活用し、高ストレスと判定された職員への受診勧奨や集団分析結果を踏まえた各所属への職場環境改善に向けた働きかけ等に取り組んでいるところである。引き続き、職員の心身の負担が過度となることがないように配慮しながら、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めるとともに、長時間労働による健康障害防止のための医師による面接指導について、職員への周知を徹底し、制度の適正な運用を図る必要がある。

その際、管理監督職員においては、それぞれの過程における取組が円滑に

推進されるために、安全配慮義務があることを自覚した上で、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに積極的に努める必要がある。

また、このような取組の効果を高めるためには、職員一人ひとりにおいても、身体のセルフケアと同様に、心のセルフケアについても正しい知識と理解を深め、心身のセルフケアに取り組むことが重要である。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントといった職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものであり、その防止は重要な課題である。

各任命権者においては、関係法令等を踏まえ、職場におけるパワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために、規程等に基づく相談窓口の設置・周知、職位に応じた研修等を通じた意識啓発や理解の促進などに取り組んでいるところである。

社会全体としてハラスメントに対し厳しい目が向けられるようになってきている中、すべての職員がハラスメントに対する正しい認識を持ち、あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであることを強く自覚するよう、根絶する強い意志を持って、引き続き、意識啓発を徹底することが求められる。特に管理監督職員においては、安全配慮義務の責務を果たせるよう、職員からのハラスメントに関する相談等に迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに取り組むことが求められる。

併せて、ハラスメントを受けた本人以外の職員からの相談も可能であることの周知や、他の都道府県の取組状況等も踏まえ、外部人材の活用等を含めた相談しやすい体制づくりなどにより、職員一人ひとりがハラスメントを見過ごさずに向き合うことができ、職員が安心して相談しやすい職場環境の確保に一層努める必要がある。

各任命権者においても、ハラスメント事案が発生した場合には、その被害が継続、拡大しないよう、できる限り迅速な対応をとることが求められる。

他方で、若手職員等の割合が増加し、仕事や働き方に対する価値観が多様化してきている中で、ハラスメントなど不適切な指導との受け止めがなされることを懸念し、管理職員が部下職員に対する業務上必要な指導等を躊躇するといった事象も想定される。

管理職員による業務上の適切な指導等は職員の成長を促し、組織を円滑に運営していく上で不可欠であることから、管理職員、部下職員がそれぞれ求められる役割を果たせるよう、業務上の指導等のあり方について研修等において周知を図る必要がある。

また、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）について、国においては、必要となる取組を人事院規則に明記し、組織として毅然とした対応を取りやすくするなど、各府省におけるカスタマー・ハラスメント対策を支援するとしている。

各任命権者においては、カスタマー・ハラスメントによる職員の負担を軽減し、本来の職務に注力できるよう、国や他の都道府県の取組を参考にしながら、引き続き、マニュアルの作成や研修など組織で対応するための体制整備などに取り組む必要がある。

(6) 会計年度任用職員制度の運用

各任命権者においては、会計年度任用職員制度について、地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県や国の非常勤職員の動向、本県の実情等を踏まえながら、引き続き、適切に対応する必要がある。

(7) 段階的な定年引上げへの対応

段階的な定年引上げについては、昨年度から、定年引上げに伴ういわゆる役職定年制や給料月額の7割措置などの運用が始まったところである。高齢層職員がさらにその能力を発揮し経験を活かすために、これらの制度を円滑かつ適切に運用する必要がある。

4 公務員倫理の保持

県民本位の県政を推進していくためには、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、全体の奉仕者としての高い倫理観と誇りを持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要があるが、依然として職員による不祥事が複数発生し、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させる事態が生じていることは、極めて遺憾である。

各任命権者においては、原因究明を行うとともに、徹底した再発防止に取り組む必要がある。

また、これまでも、通知や研修を通じて、服務規律の厳正確保、法令等の遵守及び綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図ってきたところであるが、改めて、不祥事の根絶に向けて、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組をより一層徹底していく必要がある。

5 Well-being[※]な職場づくり

本県の知事部局においては、「鹿児島県庁人材確保・働き方改革ワーキンググループ」に若手職員を積極的に参加させており、若手職員の視点等を生かし職場環境の整備等に係る取組を進めている。

各任命権者においては、職員が高い意欲とやりがいを持って、生き生きと働くことができるよう、また、職員採用試験の受験者層にもアピールできるよう、こうした若手職員や、民間企業経験者など多様な経験や知識・技能、専門性を持った職員の意見を生かし、重要な課題である長時間労働の是正や健康管理、ハラスメントの防止などWell-beingの土台となる職場環境の整備に努め、公務の魅力を上昇させることが必要である。

※ 身体的、精神的、社会的に良好な状態を意味する概念

第9 む す び

行政需要が今後ますます高度化・多様化・複雑化することが予想される中、職員には、引き続き、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

各任命権者においては、公務組織を支える優秀かつ多様な人材を安定的に確保するためには、長時間労働の是正やハラスメントの防止などの課題の解決に向け重点的に取り組み、公務が魅力ある職場として選ばれるようになることが重要である。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、報告及び勧告を行っているところである。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、報告・勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ アによる改定後の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(4) 宿日直手当

宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(5) 教職調整額

教職調整額を公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）による改正後の基準に基づき改定すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和7年12月1日から、1の(1)のイ及び(5)については令和8年1月1日から、1の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

(2) 教職調整額の支給に関する経過措置

令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給額は、給特法等一部改正法の附則に定める基準に基づくこと。

別記第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,900	244,600	279,300	313,100	336,200	370,800	425,200	477,000	531,000
	2	199,000	245,900	280,300	314,700	338,000	372,500	427,200	482,400	537,700
	3	200,200	247,300	281,300	316,100	339,800	374,100	429,100	487,300	542,900
	4	201,400	248,800	282,300	317,500	341,500	375,700	430,900	492,000	547,100
	5	202,500	250,200	283,300	318,900	343,300	377,300	432,700	496,000	550,600
	6	204,200	251,600	284,300	320,000	345,000	379,200	434,500	499,400	553,800
	7	205,800	253,000	285,200	321,000	346,700	380,700	436,400	502,400	556,700
	8	207,400	254,400	286,300	322,200	348,300	382,300	438,200	504,900	559,300
	9	208,900	255,800	287,300	323,500	349,900	383,600	439,800	506,900	561,300
	10	210,700	257,000	288,300	325,100	351,700	385,200	441,300		
	11	212,300	258,400	289,300	326,700	353,400	386,800	442,800		
	12	213,900	259,700	290,300	328,300	355,000	388,300	444,300		
	13	215,400	260,900	291,300	329,700	356,500	390,300	445,900		
	14	217,100	262,100	292,600	331,300	358,100	392,200	447,200		
	15	218,800	263,300	293,900	333,000	359,700	394,100	448,500		
	16	220,600	264,500	295,200	334,600	361,300	395,900	449,700		
	17	221,800	265,600	296,400	336,000	362,700	397,400	450,900		
	18	223,400	266,800	297,700	337,700	364,400	399,300	452,200		
	19	225,000	267,900	298,900	339,300	366,000	401,000	453,500		
	20	226,500	269,000	300,100	340,900	367,600	402,600	454,800		
	21	228,000	269,900	301,100	342,400	368,700	404,300	456,000		
	22	229,700	270,900	302,300	344,100	370,300	405,700	456,800		
	23	231,300	271,900	303,500	345,800	371,800	407,200	457,600		
	24	232,900	272,900	304,900	347,400	373,300	408,600	458,400		
	25	234,500	273,900	306,200	348,600	375,000	410,000	459,000		
	26	236,200	274,800	307,200	350,500	376,800	411,200	459,600		
	27	237,500	275,600	308,200	352,300	378,400	412,400	460,200		
	28	238,900	276,600	309,200	353,900	380,200	413,400	460,800		
	29	240,200	277,400	310,300	355,400	381,600	414,500	461,500		
	30	241,300	278,200	311,500	357,000	382,900	415,700	462,300		
	31	242,400	279,000	312,600	358,600	384,100	416,900	462,700		
	32	243,500	279,700	313,900	360,200	385,500	418,000	463,500		
	33	244,600	280,400	315,000	362,000	386,600	418,700	464,000		
	34	245,500	281,200	316,300	363,800	387,500	419,400	464,400		
	35	246,400	282,000	317,600	365,600	388,600	420,000	464,800		
	36	247,400	282,600	318,900	367,400	389,600	420,700	465,200		
	37	248,500	283,300	320,100	368,900	390,400	421,300	465,600		
	38	249,400	284,100	321,400	370,400	391,300	421,900	465,900		
	39	250,300	284,800	322,700	371,800	392,200	422,400	466,200		
	40	251,100	285,600	324,100	373,200	393,000	422,800	466,500		

	41	251,900	286,300	325,400	374,700	393,800	423,200	466,800
	42	252,600	287,000	326,600	375,500	394,600	423,400	467,100
	43	253,200	287,700	327,900	376,400	395,400	423,700	467,400
	44	253,800	288,400	329,000	377,400	396,100	424,000	467,700
	45	254,500	289,100	329,900	378,300	396,800	424,300	468,000
	46	255,100	289,700	331,200	379,500	397,500	424,600	
	47	255,700	290,400	332,600	380,400	398,300	424,900	
	48	256,300	291,000	333,900	381,400	399,000	425,200	
	49	256,800	291,700	335,000	382,300	399,500	425,400	
	50	257,500	292,300	336,300	383,000	400,100	425,700	
	51	258,100	293,000	337,500	383,700	400,700	426,000	
	52	258,600	293,700	338,700	384,300	401,400	426,300	
	53	259,000	294,200	340,000	384,700	401,800	426,500	
	54	259,400	294,900	341,000	385,300	402,400	426,800	
	55	259,700	295,500	342,200	385,900	403,000	427,100	
	56	260,000	296,200	343,300	386,600	403,500	427,400	
	57	260,300	296,800	344,000	386,900	403,900	427,600	
	58	260,600	297,400	344,900	387,600	404,500	427,900	
	59	260,900	298,000	345,600	388,300	405,100	428,200	
	60	261,200	298,700	346,400	389,000	405,600	428,400	
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	261,500	299,300	347,200	389,300	406,000	428,600	
	62	261,800	299,900	347,600	389,800	406,500	428,900	
	63	262,100	300,400	348,100	390,400	407,000	429,200	
	64	262,400	300,900	348,800	391,000	407,700	429,400	
	65	262,700	301,400	349,600	391,300	408,000	429,600	
	66	263,000	302,000	350,300	391,900	408,400	429,900	
	67	263,300	302,500	351,100	392,600	408,700	430,200	
	68	263,600	303,100	351,700	393,200	409,100	430,400	
	69	263,900	303,500	352,200	393,600	409,400	430,600	
	70	264,200	304,000	352,800	394,100	409,700	430,900	
	71	264,500	304,600	353,300	394,700	410,000	431,200	
	72	264,800	305,200	353,900	395,200	410,200	431,400	
	73	265,100	305,700	354,200	395,700	410,400	431,600	
	74	265,400	306,100	354,700	396,300	410,700		
	75	265,700	306,400	355,000	396,700	411,000		
	76	266,000	306,700	355,400	397,000	411,200		
77	266,300	306,900	355,800	397,400	411,400			
78	266,600	307,200	356,300	398,000	411,700			
79	267,000	307,400	356,800	398,400	412,000			
80	267,300	307,700	357,300	398,800	412,200			
81	267,600	307,900	357,600	399,200	412,400			
82	267,900	308,100	358,000	399,700	412,700			
83	268,200	308,400	358,400	400,100	413,000			
84	268,500	308,600	358,800	400,500	413,200			
85	268,800	308,900	359,100	400,800	413,400			
86	269,100	309,100	359,500					
87	269,400	309,400	359,900					
88	269,700	309,700	360,400					
89	270,000	310,000	360,600					
90	270,300	310,300	361,000					
91	270,600	310,600	361,400					
92	270,900	310,900	361,800					
93	271,200	311,100	362,000					
94		311,300	362,300					
95		311,600	362,700					
96		312,000	363,000					

97		312,200	363,300							
98		312,500	363,700							
99		312,800	364,100							
100		313,200	364,500							
101		313,400	365,000							
102		313,800	365,400							
103		314,100	365,800							
104		314,400	366,200							
105		314,600	366,700							
106		314,900	367,100							
107		315,200	367,400							
108		315,500	367,700							
109		315,700	368,100							
110		316,000								
111		316,400								
112		316,700								
113		316,900								
114		317,100								
115		317,400								
116		317,800								
117		318,000								
118		318,200								
119		318,500								
120		318,800								
121		319,100								
122		319,300								
123		319,600								
124		319,900								
125		320,200								
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	202,500	230,300	272,400	293,200	309,000	335,500	378,800	413,600	467,400	

- 備考 1 この表は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。
- 3 この表は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	198,300	249,500	342,600	392,700	465,100
	2	199,400	253,800	344,600	394,100	475,400
	3	200,600	256,600	346,600	395,500	485,200
	4	201,800	259,400	348,500	396,900	495,200
	5	202,900	262,000	350,300	398,400	505,200
	6	205,100	263,700	352,400	399,800	515,300
	7	207,200	265,200	354,300	401,100	524,100
	8	209,300	266,800	356,200	402,500	532,100
	9	211,500	268,300	357,900	403,900	540,000
	10	213,500	270,300	359,500	405,400	547,100
	11	215,500	272,200	361,100	406,800	552,500
	12	217,500	274,100	362,700	408,300	557,100
	13	219,500	276,200	364,300	409,600	560,100
	14	221,500	278,400	365,300	411,100	562,100
	15	223,400	280,600	366,300	412,600	
	16	225,200	282,800	367,200	414,100	
	17	226,900	284,900	368,300	415,600	
	18	228,700	287,300	369,500	417,300	
	19	230,600	289,600	370,800	418,900	
	20	232,400	292,000	372,000	420,600	
	21	234,200	294,300	373,200	421,800	
	22	236,000	296,500	374,300	423,200	
	23	237,700	298,600	375,300	424,600	
	24	239,500	300,600	376,300	426,000	
	25	241,200	302,600	377,400	427,300	
	26	243,300	304,600	378,400	428,600	
	27	245,200	306,500	379,400	430,100	
	28	247,100	308,400	380,400	431,600	
	29	249,100	310,300	381,300	432,800	
	30	250,200	311,800	382,100	434,000	
	31	251,300	313,300	382,900	435,700	
	32	252,400	314,900	383,700	437,200	
	33	253,800	316,400	384,400	438,500	
	34	255,100	317,900	385,100	439,900	
	35	256,500	319,400	385,900	441,300	
	36	258,000	320,800	386,700	442,700	
	37	259,400	322,200	387,400	444,100	
	38	260,900	323,200	388,100	445,600	
	39	262,400	324,100	389,000	447,000	
	40	264,000	324,900	389,800	448,400	

	41	265,400	325,600	390,600	449,500
	42	266,800	326,100	391,800	450,800
	43	268,200	326,600	393,000	452,200
	44	269,600	327,000	394,200	453,500
	45	271,100	327,400	394,900	454,400
	46	272,400	327,900	395,900	455,200
	47	273,600	328,400	396,700	456,100
	48	274,800	328,800	397,400	457,000
	49	276,000	329,200	398,200	457,800
	50	277,200	329,600	398,900	458,600
	51	278,300	329,900	399,500	459,200
	52	279,400	330,400	400,100	460,000
	53	280,400	330,800	400,700	460,400
	54	281,500	331,200	401,400	461,000
	55	282,500	331,600	402,200	461,500
	56	283,500	331,900	403,000	462,000
	57	284,500	332,400	403,600	462,500
	58	285,200	332,700	404,400	
	59	285,800	333,100	405,100	
定年前再	60	286,400	333,400	405,800	
任用	61	287,000	333,800	406,400	
短時	62	287,600	334,300	407,200	
間勤	63	288,200	334,900	407,800	
務職	64	288,700	335,400	408,500	
員以	65	289,300	335,800	409,200	
外の	66	289,800	336,400	409,800	
職員	67	290,400	336,900	410,400	
	68	290,900	337,500	411,100	
	69	291,500	338,000	411,800	
	70	292,200	338,500	412,300	
	71	292,800	339,000	412,900	
	72	293,400	339,600	413,500	
	73	294,000	340,100	414,000	
	74	294,600	340,800	414,600	
	75	295,300	341,500	415,200	
	76	296,000	342,300	415,700	
	77	296,600	342,900	416,200	
	78	297,300	343,500	416,800	
	79	298,000	344,200	417,300	
	80	298,500	344,900	418,000	
	81	299,100	345,600	418,400	
	82	299,700	346,300		
	83	300,400	346,900		
	84	301,000	347,500		
	85	301,500	348,000		
	86	302,100	348,500		
	87	302,800	348,900		
	88	303,400	349,300		
	89	303,900	349,600		
	90	304,600	350,100		
	91	305,300	350,400		
	92	305,900	350,800		
	93	306,500	351,200		
	94	307,100	351,500		
	95	307,700	351,900		
	96	308,300	352,300		

97	308,600	352,800			
98	309,100	353,300			
99	309,700	353,800			
100	310,200	354,300			
101	310,600	354,800			
102	311,000	355,300			
103	311,300	355,700			
104	311,700	356,200			
105	312,100	356,600			
106	312,500	357,000			
107	312,900	357,500			
108	313,200	357,900			
109	313,400	358,400			
110	313,900	358,800			
111	314,200	359,200			
112	314,400	359,600			
113	314,700	360,100			
114	315,000	360,600			
115	315,300	361,000			
116	315,600	361,400			
117	315,800	361,900			
118	316,100	362,300			
119	316,300	362,700			
120	316,600	363,100			
121	316,900	363,500			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	232,700	276,400	302,400	346,700	407,800

- 備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	308,900	420,100	475,400	572,300
	2	311,200	422,800	477,400	578,500
	3	313,600	425,400	479,300	583,600
	4	315,800	427,900	481,200	588,400
	5	317,900	430,200	482,700	592,700
	6	321,400	432,400	484,400	597,100
	7	325,000	434,400	486,200	600,500
	8	328,400	436,600	488,000	603,400
	9	331,800	438,700	489,800	606,000
	10	335,400	440,200	491,600	608,300
	11	338,800	441,700	493,400	
	12	342,300	443,200	495,200	
	13	345,700	444,700	497,000	
	14	349,200	446,100	498,700	
	15	352,700	447,600	500,500	
	16	356,100	449,000	502,400	
	17	359,500	450,300	504,200	
	18	362,700	451,800	506,100	
	19	365,900	453,200	508,000	
	20	369,100	454,700	509,900	
	21	372,500	456,000	511,900	
	22	375,600	457,500	513,600	
	23	378,700	458,900	515,400	
	24	381,800	460,300	517,200	
	25	384,900	461,700	518,800	
	26	387,200	463,100	520,700	
	27	389,600	464,500	522,500	
	28	391,800	465,900	524,000	
	29	393,700	467,300	525,400	
	30	395,400	468,600	527,100	
	31	397,100	470,000	529,000	
	32	399,000	471,400	530,700	
	33	400,700	472,800	532,200	
	34	402,500	474,200	533,500	
	35	404,100	475,500	534,800	
	36	405,400	476,900	536,100	
	37	406,800	478,300	537,100	
	38	408,300	480,000	538,500	
	39	409,700	481,600	539,800	
	40	411,100	483,200	541,100	

	41	412,600	484,800	542,100	
	42	413,300	486,000	542,900	
	43	413,900	487,100	543,700	
	44	414,500	488,200	544,500	
	45	415,300	489,200	545,400	
	46	415,900	490,100	546,200	
	47	416,600	491,000	547,000	
	48	417,100	491,900	547,800	
	49	417,600	492,600	548,600	
	50	418,000	493,300	549,400	
	51	418,500	494,000	550,100	
	52	418,900	494,600	551,000	
	53	419,300	495,200	551,900	
	54	419,600	495,900	552,700	
	55	419,900	496,500	553,600	
	56	420,300	497,100	554,500	
	57	420,600	497,400	555,300	
	58	421,000	498,000	556,100	
	59	421,300	498,600	557,000	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	60	421,700	499,300	557,700	
	61	422,100	499,700	558,500	
	62	422,400	500,300	559,400	
	63	422,700	501,100	560,300	
	64	423,000	501,800	561,200	
	65	423,300	502,200	562,000	
	66		502,800	562,900	
	67		503,400	563,800	
	68		503,900	564,700	
	69		504,400	565,500	
	70		504,900	566,500	
	71		505,400	567,400	
	72		505,900	568,300	
	73		506,300	569,100	
	74		506,800		
	75		507,200		
	76		507,600		
	77		508,100		
	78		508,700		
	79		509,200		
	80		509,600		
	81		510,200		
	82		510,800		
	83		511,400		
	84		511,900		
	85		512,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		316,300	360,400	417,300	493,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	203,200	242,400	277,400	296,500	329,800	376,300	431,800
	2	205,300	243,700	278,200	297,300	331,200	378,000	433,700
	3	207,400	245,000	278,900	298,000	332,700	379,700	435,800
	4	209,500	246,300	279,700	298,700	334,100	381,300	437,600
	5	211,600	247,500	280,500	299,400	335,500	382,800	439,400
	6	213,600	248,700	281,300	300,100	337,100	384,400	441,000
	7	215,600	249,700	282,100	300,800	338,600	386,000	442,600
	8	217,400	250,600	282,800	301,500	340,100	387,600	444,100
	9	219,200	251,700	283,500	302,300	341,500	389,300	445,700
	10	221,200	252,800	284,300	303,000	343,200	391,300	447,000
	11	223,100	253,900	285,100	303,800	344,700	393,300	448,300
	12	225,200	255,100	286,000	304,500	346,200	395,300	449,600
	13	226,900	256,300	286,800	305,100	347,600	396,700	450,900
	14	228,900	257,600	287,600	306,200	349,200	398,500	452,100
	15	231,200	258,800	288,300	307,300	350,700	400,200	453,300
	16	233,300	259,900	289,100	308,500	352,300	401,900	454,500
	17	235,400	260,900	289,900	309,600	353,800	403,600	455,700
	18	236,500	261,900	290,700	310,800	355,400	405,100	456,800
	19	237,500	263,000	291,500	311,900	357,000	406,600	458,000
	20	238,600	264,000	292,200	313,100	358,500	408,200	459,200
	21	239,800	265,100	293,000	314,400	359,800	409,500	460,300
	22	240,600	266,000	293,900	315,600	361,400	410,800	461,100
	23	241,500	266,900	294,900	316,800	362,900	412,100	461,500
	24	242,300	267,700	295,600	317,900	364,400	413,200	462,200
	25	243,200	268,500	296,300	319,100	365,800	414,300	462,700
	26	244,100	269,300	297,200	320,300	367,300	415,400	463,100
	27	245,000	270,100	298,100	321,400	368,800	416,600	463,600
	28	245,900	270,900	298,800	322,600	370,300	417,700	464,000
	29	246,700	271,600	299,600	323,900	371,700	418,500	464,400
	30	247,500	272,400	300,600	325,100	373,300	419,300	464,800
	31	248,300	273,200	301,500	326,300	374,700	420,000	465,100
	32	249,100	274,000	302,500	327,500	376,200	420,800	465,400
	33	249,800	274,800	303,500	328,600	377,400	421,200	465,700
	34	250,400	275,600	304,700	329,700	378,500	421,800	466,000
	35	251,100	276,300	305,700	330,900	379,800	422,300	466,300
	36	251,800	277,100	306,600	332,100	380,900	422,700	466,600
	37	252,500	278,000	307,600	333,400	381,900	423,100	466,900
	38	253,100	278,800	308,600	334,600	382,700	423,300	467,000
	39	253,700	279,600	309,600	335,900	383,600	423,600	467,100
	40	254,300	280,300	310,600	337,100	384,700	423,900	467,200

	41	254,900	281,000	311,500	338,000	385,700	424,200
	42	255,500	281,800	312,700	339,200	386,700	424,500
	43	256,100	282,600	313,900	340,400	387,700	424,800
	44	256,600	283,300	315,000	341,700	388,700	425,100
	45	257,000	284,000	316,000	342,600	389,500	425,300
	46	257,700	284,800	317,100	343,600	390,300	425,600
	47	258,100	285,700	318,200	344,600	391,200	426,000
	48	258,500	286,400	319,200	345,500	392,000	426,300
	49	258,900	287,100	320,300	346,400	392,500	426,500
	50	259,400	287,800	321,300	347,300	393,300	426,700
	51	259,900	288,400	322,400	348,300	394,100	427,000
	52	260,400	289,100	323,600	349,200	394,900	427,300
	53	260,700	289,800	324,600	349,700	395,300	427,500
	54	261,000	290,400	325,600	350,600	396,000	
	55	261,300	291,100	326,600	351,400	396,700	
	56	261,600	291,700	327,600	352,300	397,300	
	57	261,900	292,400	328,500	353,000	397,700	
	58	262,200	293,100	329,500	353,300	398,300	
	59	262,500	293,800	330,500	353,700	398,900	
	60	262,800	294,400	331,400	354,300	399,500	
	61	263,100	295,000	332,400	354,900	399,900	
	62	263,400	295,600	333,100	355,600	400,400	
	63	263,700	296,300	333,800	356,300	400,900	
	64	264,000	296,900	334,400	356,900	401,400	
	65	264,300	297,400	335,000	357,600	402,000	
	66	264,600	298,000	335,700	358,100	402,500	
	67	264,900	298,700	336,300	358,700	403,100	
	68	265,200	299,300	336,900	359,300	403,700	
	69	265,500	299,900	337,500	359,600	404,200	
	70	265,800	300,500	337,700	360,100	404,700	
	71	266,100	301,100	338,100	360,600	405,100	
	72	266,300	301,700	338,600	361,100	405,500	
	73	266,500	302,300	339,200	361,600	405,800	
	74	266,900	302,800	339,700	362,100	406,300	
	75	267,200	303,200	340,200	362,600	406,700	
	76	267,400	303,600	340,600	363,000	407,200	
	77	267,600	303,900	341,200	363,300	407,600	
	78	267,900	304,300	341,800	363,600		
	79	268,200	304,500	342,200	363,800		
	80	268,400	304,800	342,700	364,100		
	81	268,600	305,100	343,200	364,600		
	82	268,900	305,300	343,500	364,900		
	83	269,200	305,600	343,700	365,200		
	84	269,400	305,900	344,000	365,500		
	85	269,600	306,100	344,400	365,900		
	86		306,300	344,800	366,200		
	87		306,500	345,100	366,500		
	88		306,700	345,400	366,800		
	89		307,100	345,700	367,200		
	90		307,300	345,900	367,500		
	91		307,500	346,300	367,700		
	92		307,700	346,600	368,000		
	93		308,100	346,800	368,300		
	94		308,300	347,100	368,700		
	95		308,500	347,400	369,100		
	96		308,800	347,600	369,500		

	97		309,100	347,800	370,100			
	98		309,300	348,100	370,500			
	99		309,500	348,400	370,900			
	100		309,800	348,600	371,300			
	101		310,100	348,800	371,800			
	102		310,300	349,000				
	103		310,500	349,400				
	104		310,800	349,600				
	105		311,100	349,800				
	106			350,100				
	107			350,500				
	108			350,900				
	109			351,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		203,500	230,400	260,100	274,200	301,000	343,700	387,500

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	224,100	257,500	297,100	310,600	334,400	377,400
	2	226,000	259,600	297,600	311,100	335,400	379,200
	3	227,800	261,800	298,100	311,600	336,400	380,900
	4	229,600	264,000	298,600	312,100	337,300	382,600
	5	231,300	266,200	299,000	312,600	338,300	384,400
	6	233,200	267,300	299,500	313,100	339,500	386,400
	7	235,000	268,100	300,000	313,800	340,700	388,500
	8	236,700	269,000	300,400	314,200	342,000	390,500
	9	238,400	269,800	300,800	314,700	342,900	392,200
	10	240,400	270,900	301,300	315,200	344,100	394,300
	11	242,300	272,000	301,800	315,800	345,200	396,400
	12	244,200	272,900	302,300	316,300	346,300	398,500
	13	246,000	273,700	302,700	316,700	347,300	400,400
	14	248,100	274,400	303,200	317,300	348,400	402,000
	15	250,100	275,100	303,600	318,000	349,500	403,800
	16	252,100	275,900	304,100	318,600	350,600	405,600
	17	254,100	277,100	304,700	319,200	351,800	407,400
	18	256,100	278,000	305,100	320,100	352,900	409,100
	19	258,300	278,900	305,600	320,900	354,000	411,100
	20	260,300	279,800	306,000	321,800	355,100	412,800
	21	262,200	280,800	306,500	322,600	356,200	414,500
	22	263,400	281,800	306,900	323,600	357,400	416,200
	23	264,500	282,700	307,400	324,500	358,500	418,100
	24	265,600	283,700	307,800	325,300	359,600	419,900
	25	266,800	284,500	308,300	326,100	360,700	421,500
	26	267,600	285,400	308,900	326,900	362,000	423,200
	27	268,500	286,400	309,600	327,800	363,300	425,000
	28	269,300	287,300	310,300	328,700	364,600	426,900
	29	270,100	288,300	311,000	329,400	365,800	428,400
	30	270,800	289,000	311,700	330,500	367,300	429,900
	31	271,500	289,700	312,400	331,600	368,800	431,400
	32	272,200	290,400	313,200	332,700	370,400	432,700
	33	273,000	291,000	314,000	333,800	371,600	433,900
	34	273,600	291,600	314,800	334,800	373,100	435,000
	35	274,200	292,100	315,500	335,900	374,500	436,300
	36	274,700	292,500	316,200	337,000	375,900	437,500
	37	275,300	292,900	316,900	338,100	377,300	438,800
	38	276,000	293,500	317,700	339,200	378,300	439,900
	39	276,800	294,000	318,500	340,300	379,800	441,100
	40	277,500	294,400	319,300	341,400	381,100	442,300

	41	278,200	294,900	319,900	342,300	382,400	443,500
	42	278,800	295,400	320,800	343,400	383,800	444,500
	43	279,500	295,800	321,800	344,500	385,100	445,700
	44	280,100	296,300	322,700	345,500	386,400	446,800
	45	280,900	296,800	323,600	346,400	387,900	447,800
	46	281,600	297,200	324,600	347,300	389,200	448,300
	47	282,300	297,700	325,600	348,300	390,300	448,800
	48	282,900	298,100	326,500	349,300	391,500	449,200
	49	283,400	298,600	327,400	350,500	392,600	449,800
	50	283,900	299,000	328,300	351,900	393,500	450,300
	51	284,300	299,500	329,300	353,100	394,500	450,700
	52	284,700	300,000	330,300	354,300	395,400	451,200
	53	285,000	300,400	331,100	355,200	396,000	451,700
	54	285,600	300,800	332,000	356,400	396,800	452,100
	55	286,000	301,300	333,100	357,500	397,600	452,400
	56	286,400	301,700	334,000	358,800	398,500	452,700
	57	286,800	302,200	334,900	359,800	399,200	453,100
	58	287,200	302,900	335,800	360,800	399,900	
	59	287,500	303,600	336,800	361,900	400,600	
	60	287,800	304,400	337,700	363,100	401,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	288,200	305,100	338,600	364,200	401,800	
	62	288,600	306,000	339,700	365,400	402,400	
	63	289,000	306,900	340,900	366,600	403,100	
	64	289,300	307,600	342,200	367,600	403,700	
	65	289,600	308,300	342,900	368,600	404,400	
	66	290,000	309,200	344,000	369,600	404,900	
	67	290,400	310,000	345,100	370,800	405,500	
	68	290,700	310,800	346,000	371,900	406,000	
	69	291,100	311,500	347,100	372,700	406,400	
	70	291,600	312,400	347,800	373,800	407,000	
	71	292,000	313,300	348,900	374,900	407,500	
	72	292,300	314,200	350,000	375,900	407,800	
	73	292,700	315,100	351,200	376,600	408,100	
	74	293,200	315,900	352,400	377,400	408,600	
	75	293,700	316,800	353,500	378,200	409,000	
	76	294,200	317,700	354,600	378,900	409,300	
	77	294,700	318,500	355,700	379,600	409,600	
	78	295,300	319,400	356,800	380,100	410,100	
	79	295,900	320,400	357,800	380,600	410,600	
	80	296,300	321,300	358,900	381,100	411,000	
	81	296,800	321,800	359,800	381,700	411,300	
	82	297,200	322,600	360,900	382,200	411,700	
	83	297,700	323,600	361,800	382,700	412,200	
	84	298,200	324,400	362,800	383,200	412,600	
	85	298,600	325,200	363,700	383,600	413,000	
	86	299,000	326,100	364,500	384,000		
	87	299,500	327,100	365,300	384,600		
	88	300,000	328,100	366,100	385,100		
	89	300,400	329,000	366,700	385,400		
	90	300,900	330,000	367,300	385,900		
	91	301,400	331,000	367,900	386,200		
	92	301,900	332,000	368,500	386,500		
	93	302,400	332,900	368,900	387,100		
	94	302,800	333,600	369,300	387,600		
	95	303,300	334,300	369,900	388,100		
	96	303,900	334,900	370,300	388,700		

97	304,600	335,400	370,800	389,300
98	305,100	335,700	371,200	389,800
99	305,600	336,200	371,700	390,300
100	306,100	336,800	372,100	390,700
101	306,500	337,200	372,400	391,300
102	307,000	337,700	372,900	391,800
103	307,400	338,300	373,200	392,300
104	307,800	338,800	373,500	392,800
105	308,200	339,200	373,900	393,400
106	308,600	339,700	374,400	393,800
107	309,000	340,200	374,900	394,300
108	309,300	340,700	375,400	394,800
109	309,500	341,100	375,900	395,400
110	309,800	341,400	376,400	
111	310,000	341,800	376,900	
112	310,300	342,100	377,300	
113	310,600	342,400	377,700	
114	310,800	342,800	378,100	
115	311,100	343,100	378,600	
116	311,300	343,400	379,200	
117	311,600	343,600	379,600	
118	311,800	343,900	380,100	
119	312,100	344,200	380,600	
120	312,400	344,400	381,100	
121	312,700	344,600	381,400	
122	313,000	344,900		
123	313,300	345,200		
124	313,700	345,500		
125	313,900	345,700		
126	314,100	346,000		
127	314,400	346,300		
128	314,800	346,500		
129	315,000	346,700		
130	315,300	346,900		
131	315,600	347,200		
132	316,000	347,400		
133	316,200	347,700		
134	316,500	348,100		
135	316,800	348,500		
136	317,100	348,900		
137	317,300	349,200		
138	317,600	349,600		
139	317,900	350,000		
140	318,200	350,400		
141	318,400	350,700		
142	318,700	351,200		
143	319,100	351,500		
144	319,400	351,900		
145	319,600	352,200		
146	319,800	352,600		
147	320,100	353,000		
148	320,400	353,400		

149	320,600	353,700				
150	320,800	354,100				
151	321,100	354,500				
152	321,400	354,900				
153	321,800	355,200				
154	322,000					
155	322,200					
156	322,500					
157	322,800					
158	323,200					
159	323,500					
160	323,800					
161	324,200					
162	324,500					
163	324,800					
164	325,100					
165	325,500					
166	325,800					
167	326,100					
168	326,400					
169	326,800					
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	251,500	272,600	280,300	291,200	308,400	347,300

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	223,600	235,600	294,200	336,600	384,000	427,500
	2	225,300	239,000	296,000	337,700	385,700	429,600
	3	227,000	242,300	297,700	338,800	387,400	431,700
	4	228,600	245,600	299,400	339,800	389,000	433,800
	5	230,200	248,900	301,100	340,700	390,500	435,800
	6	232,900	252,000	302,600	342,200	392,200	437,200
	7	235,700	255,200	304,000	343,800	393,900	438,600
	8	238,300	258,300	305,600	345,400	395,400	439,900
	9	241,100	261,300	307,100	347,300	396,900	441,200
	10	243,300	264,200	308,400	348,900	398,500	442,500
	11	245,400	267,200	309,600	350,500	399,900	443,700
	12	247,500	270,000	310,900	352,200	401,400	445,000
	13	249,600	272,800	312,200	353,900	402,900	446,200
	14	251,400	275,700	313,600	355,500	404,300	447,400
	15	253,200	278,600	314,800	357,100	405,600	448,500
	16	254,800	281,300	316,100	358,600	406,900	449,600
	17	256,300	283,900	317,300	360,100	408,500	450,600
	18	257,900	285,300	318,400	361,000	410,000	451,600
	19	259,500	286,800	319,600	361,800	411,600	452,700
	20	261,000	288,200	320,700	362,500	413,200	453,800
	21	262,400	289,600	322,000	363,300	414,700	454,800
	22	263,700	290,700	322,800	364,000	416,100	455,600
	23	264,800	291,800	323,600	364,800	417,600	456,500
	24	266,000	292,900	324,300	365,500	419,000	457,300
	25	267,200	294,000	325,000	366,300	420,300	458,200
	26	268,200	294,600	325,700	367,000	421,500	459,100
	27	269,300	295,100	326,300	367,800	422,700	459,900
	28	270,200	295,500	326,900	368,500	423,900	460,700
	29	271,200	295,900	327,600	369,200	425,100	461,100
	30	272,100	296,300	328,100	370,000	426,200	461,600
	31	273,000	296,600	328,700	370,600	427,200	462,200
	32	273,800	296,900	329,300	371,300	428,200	462,700
	33	274,500	297,200	329,900	372,000	428,700	463,200
	34	275,200	297,500	330,500	372,600	429,500	463,600
	35	275,700	297,800	330,900	373,300	430,400	464,000
	36	276,300	298,100	331,400	373,900	431,300	464,400
	37	276,900	298,400	331,900	374,600	432,100	464,700
	38	277,500	298,700	332,500	375,200	433,000	465,200
	39	278,000	299,000	333,000	375,800	433,800	465,800
	40	278,500	299,300	333,300	376,500	434,700	466,400

	41	278,900	299,600	333,600	377,200	435,600	467,000
	42	279,300	299,800	333,900	377,900	436,400	467,700
	43	279,700	300,100	334,200	378,600	437,300	468,300
	44	280,100	300,400	334,500	379,300	437,800	468,900
	45	280,700	300,700	334,800	379,900	438,000	469,200
	46	281,300	300,900	335,100	380,700	438,400	469,800
	47	281,900	301,200	335,400	381,500	438,700	470,400
	48	282,500	301,500	335,700	382,200	439,000	471,000
	49	283,000	301,800	336,000	383,000	439,300	471,400
	50	283,600	302,100	336,300	383,900	439,500	471,700
	51	284,200	302,400	336,600	384,700	439,800	472,000
	52	284,700	302,600	336,900	385,400	440,200	472,200
	53	285,200	302,800	337,200	386,000	440,500	472,400
	54	285,800	303,100	337,500	386,900	441,000	472,700
	55	286,300	303,400	337,800	387,800	441,500	473,000
	56	286,800	303,600	338,000	388,700	442,000	473,300
	57	287,300	303,800	338,200	389,000	442,600	473,500
	58	287,800	304,100	338,500	389,300	443,200	473,800
	59	288,300	304,500	338,800	389,600	443,700	474,100
	60	288,700	304,700	339,000	389,900	444,200	474,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	289,100	304,900	339,200	390,200	444,900	474,500
	62	289,400	305,200	339,500	390,500	445,400	
	63	289,700	305,500	339,800	390,800	445,900	
	64	289,900	305,700	340,000	391,100	446,400	
	65	290,100	305,900	340,200	391,300	446,900	
	66	290,400	306,100	340,500	391,500	447,500	
	67	290,700	306,300	340,800	391,800	448,000	
	68	290,900	306,600	341,000	392,100	448,600	
	69	291,100	306,900	341,200	392,400	449,100	
	70	291,400			392,600	449,600	
	71	291,600			392,900	450,200	
	72	291,800			393,200	450,800	
	73	292,100			393,500	451,100	
	74				393,900	451,700	
	75				394,300	452,300	
	76				394,700	452,800	
77				395,100	453,200		
78				395,500	453,700		
79				396,000	454,500		
80				396,500	455,200		
81				396,900	455,400		
82				397,300			
83				397,700			
84				398,200			
85				398,700			
86				399,200			
87				399,700			
88				400,200			
89				400,500			
90				400,900			
91				401,200			
92				401,600			
93				402,100			
94				402,400			
95				402,900			
96				403,300			

	97				403,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		230,200	236,000	267,500	298,500	341,400	371,200

- 備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。
- 3 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	278,700	358,000	412,600	480,400
	2	280,900	359,600	414,200	489,300
	3	283,000	361,300	415,500	498,000
	4	284,900	362,800	416,800	506,500
	5	286,800	364,300	418,000	515,000
	6	288,300	365,900	419,000	523,100
	7	289,800	367,500	420,000	530,700
	8	291,300	369,000	420,900	537,900
	9	293,100	370,500	421,800	544,900
	10	295,100	372,500	422,800	550,900
	11	296,900	374,500	423,900	555,500
	12	298,800	376,400	425,000	559,000
	13	300,800	378,200	426,100	562,400
	14	302,800	379,900	427,200	565,500
	15	304,900	381,500	428,200	568,500
	16	306,900	382,900	429,200	571,000
	17	308,800	384,200	430,200	573,100
	18	311,300	385,700	431,300	
	19	314,100	386,900	432,400	
	20	316,700	388,200	433,500	
	21	319,300	389,600	434,500	
	22	321,700	390,800	435,700	
	23	324,200	392,000	436,800	
	24	326,400	393,100	437,900	
	25	328,600	394,200	438,800	
	26	330,600	395,500	439,900	
	27	332,700	396,800	440,900	
	28	334,700	398,200	441,900	
	29	336,700	399,400	442,800	
	30	338,600	400,700	443,900	
	31	340,500	402,000	445,000	
	32	342,500	403,200	446,100	
	33	344,300	404,400	447,100	
	34	346,200	405,600	448,300	
	35	348,100	406,800	449,400	
	36	350,000	408,000	450,600	
	37	351,800	409,000	451,300	
	38	353,000	410,200	452,200	
	39	354,100	411,300	453,100	
	40	355,100	412,300	454,000	

	41	355,600	413,400	454,800
	42	356,000	414,600	455,700
	43	356,400	415,700	456,500
	44	356,700	416,900	457,200
	45	357,200	417,800	457,900
	46	357,700	418,800	458,800
	47	358,200	419,800	459,700
	48	358,500	420,700	460,600
	49	358,800	421,900	461,500
	50	359,100	423,200	462,400
	51	359,400	424,600	463,500
	52	359,700	426,000	464,400
	53	360,100	426,800	465,400
	54	360,500	427,800	466,400
	55	360,900	428,800	467,300
	56	361,200	429,900	468,300
	57	361,500	430,800	469,200
	58	361,900	431,500	470,100
	59	362,200	432,300	471,000
定年	60	362,600	433,000	472,000
前再	61	362,900	433,700	472,900
任用	62	363,200	434,500	473,300
短時	63	363,600	435,400	473,900
間勤	64	363,900	436,000	474,500
務職	65	364,200	436,600	475,100
員以	66	364,600	436,900	475,800
外の	67	364,900	437,200	476,100
職員	68	365,300	437,500	476,700
	69	365,700	437,800	477,100
	70	366,000	438,100	477,400
	71	366,400	438,300	477,700
	72	366,800	438,600	478,000
	73	367,100	438,800	478,300
	74	367,500	439,000	
	75	367,900	439,300	
	76	368,300	439,600	
	77	368,600	439,800	
	78	369,000	440,000	
	79	369,400	440,300	
	80	370,000	440,600	
	81	370,500	440,800	
	82	371,100	441,000	
	83	371,800	441,300	
	84	372,400	441,600	
	85	373,000	441,800	
	86	373,600	442,100	
	87	374,200	442,400	
	88	374,800	442,600	
	89	375,300	442,800	
	90	375,700	443,100	
	91	376,000	443,400	
	92	376,400	443,600	
	93	376,800	443,800	
	94	377,200		
	95	377,600		
	96	378,000		

97	378,600				
98	379,200				
99	379,600				
100	380,100				
101	380,500				
102	381,000				
103	381,300				
104	381,600				
105	382,100				
106	382,500				
107	383,000				
108	383,500				
109	383,900				
110	384,400				
111	384,800				
112	385,200				
113	385,600				
114	386,000				
115	386,400				
116	386,800				
117	387,200				
118	387,600				
119	388,000				
120	388,500				
121	388,800				
122	389,200				
123	389,600				
124	389,900				
125	390,300				
126	390,800				
127	391,300				
128	391,700				
129	392,100				
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	301,700	313,100	336,100	424,000	

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	215,200	262,600	393,600	469,700
	2	217,600	264,000	395,100	471,500
	3	220,000	265,400	396,500	473,400
	4	222,300	266,900	398,000	475,200
	5	224,500	268,300	399,400	476,900
	6	226,800	269,500	400,800	478,600
	7	229,000	270,700	402,300	480,500
	8	231,300	271,900	403,700	482,400
	9	233,500	273,200	405,000	484,100
	10	235,700	274,300	406,400	485,700
	11	237,900	275,400	408,000	487,300
	12	240,200	276,700	409,500	488,800
	13	242,400	278,000	410,800	490,300
	14	244,500	279,700	412,300	491,700
	15	246,600	281,400	413,800	493,100
	16	248,800	283,100	415,300	494,400
	17	250,900	284,800	416,800	495,600
	18	252,700	286,900	418,400	496,200
	19	254,400	289,100	420,000	496,800
	20	256,100	291,300	421,500	497,500
	21	257,900	293,500	422,700	498,100
	22	259,200	295,800	424,100	
	23	260,500	298,000	425,500	
	24	261,700	300,100	426,900	
	25	262,900	302,100	428,500	
	26	264,100	304,000	429,900	
	27	265,300	306,000	431,200	
	28	266,500	307,800	432,600	
	29	267,700	309,600	434,000	
	30	268,700	311,500	435,400	
	31	269,800	313,300	436,900	
	32	270,800	315,100	438,400	
	33	271,900	316,800	440,000	
	34	273,000	318,600	441,400	
	35	274,200	320,300	443,000	
	36	275,500	321,900	444,500	
	37	276,800	323,600	446,300	
	38	277,900	325,300	447,800	
	39	279,100	327,100	449,400	
	40	280,200	328,800	451,000	

	41	281,500	330,100	452,500
	42	282,500	332,000	454,100
	43	283,500	333,900	455,300
	44	284,400	335,600	456,500
	45	285,000	337,200	457,700
	46	285,900	339,100	459,000
	47	286,700	340,800	460,200
	48	287,500	342,600	461,400
	49	288,200	344,300	462,500
	50	289,000	346,000	463,800
	51	289,700	347,700	465,000
	52	290,500	349,400	466,200
	53	291,300	351,200	467,400
	54	292,100	352,500	468,600
	55	292,800	353,800	469,800
	56	293,600	355,100	471,000
	57	294,300	356,600	472,100
	58	295,000	358,200	472,800
	59	295,800	359,700	473,300
定年	60	296,600	361,400	473,800
前再	61	297,300	362,800	474,300
任用	62	297,900	364,400	
短時	63	298,700	366,000	
間勤	64	299,300	367,400	
務職	65	300,300	368,900	
員以	66	301,100	370,600	
外の	67	301,800	372,200	
職員	68	302,500	373,700	
	69	303,100	375,200	
	70	303,800	376,800	
	71	304,600	378,300	
	72	305,300	379,900	
	73	306,000	381,400	
	74	306,700	383,000	
	75	307,400	384,600	
	76	307,900	386,100	
	77	308,500	387,500	
	78	309,100	389,000	
	79	309,800	390,400	
	80	310,400	391,700	
	81	310,900	393,000	
	82	311,500	394,400	
	83	312,200	395,700	
	84	312,900	397,000	
	85	313,600	398,200	
	86	314,400	399,600	
	87	315,100	400,900	
	88	315,700	402,200	
	89	316,400	403,400	
	90	317,200	404,700	
	91	318,000	405,800	
	92	318,800	407,000	
	93	319,300	408,300	
	94	320,100	409,400	
	95	320,900	410,600	
	96	321,700	411,800	

97	322, 300	413, 200
98	323, 100	414, 200
99	323, 900	415, 200
100	324, 600	416, 200
101	325, 400	417, 200
102	326, 200	418, 200
103	327, 100	419, 300
104	327, 900	420, 400
105	328, 500	421, 100
106	329, 300	422, 000
107	330, 100	422, 900
108	330, 900	423, 800
109	331, 600	424, 600
110	332, 000	425, 400
111	332, 400	426, 300
112	332, 900	427, 100
113	333, 400	427, 700
114	333, 800	428, 400
115	334, 200	429, 100
116	334, 600	429, 800
117	335, 100	430, 400
118	335, 600	430, 900
119	336, 000	431, 200
120	336, 500	431, 500
121	337, 000	431, 800
122	337, 400	432, 100
123	337, 800	432, 400
124	338, 300	432, 600
125	338, 800	432, 800
126	339, 100	433, 100
127	339, 400	433, 400
128	339, 700	433, 600
129	339, 900	433, 800
130	340, 200	434, 100
131	340, 500	434, 400
132	340, 700	434, 600
133	340, 900	434, 800
134	341, 100	435, 100
135	341, 300	435, 500
136	341, 700	435, 700
137	342, 000	435, 900
138	342, 200	436, 200
139	342, 500	436, 500
140	342, 800	436, 700
141	343, 000	436, 900
142	343, 200	437, 200
143	343, 500	437, 500
144	343, 700	437, 700
145	344, 000	437, 900
146	344, 200	
147	344, 500	
148	344, 800	

	149	345,000			
	150	345,200			
	151	345,500			
	152	345,800			
	153	346,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		249,900	292,000	352,000	440,700

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	215,200	236,500	365,800	452,900
	2	217,600	239,000	367,300	454,300
	3	220,000	241,400	368,800	455,500
	4	222,300	243,900	370,300	456,800
	5	224,500	246,300	371,700	457,900
	6	226,800	248,800	373,000	459,000
	7	229,000	251,200	374,300	460,200
	8	231,300	253,700	375,700	461,400
	9	233,500	256,100	377,100	462,700
	10	235,700	257,800	378,400	464,000
	11	237,900	259,400	379,800	465,100
	12	240,200	261,000	381,000	466,200
	13	242,400	262,600	382,200	467,400
	14	244,500	264,000	383,500	468,200
	15	246,600	265,400	384,700	469,000
	16	248,800	266,900	385,900	469,900
	17	250,900	268,300	386,900	470,800
	18	252,700	269,500	388,100	471,200
	19	254,400	270,700	389,400	471,700
	20	256,100	271,900	390,500	472,200
	21	257,900	273,200	391,500	472,800
	22	259,200	274,300	392,700	
	23	260,500	275,400	393,900	
	24	261,700	276,700	395,000	
	25	262,900	278,000	396,000	
	26	264,000	279,700	397,200	
	27	265,100	281,400	398,400	
	28	266,200	283,100	399,500	
	29	267,500	284,800	400,600	
	30	268,600	286,900	401,800	
	31	269,700	289,100	403,000	
	32	270,700	291,300	404,100	
	33	271,800	293,500	405,100	
	34	272,800	295,800	406,200	
	35	273,800	298,000	407,500	
	36	274,900	300,100	408,700	
	37	276,200	302,100	409,900	
	38	277,100	304,000	411,200	
	39	278,100	306,000	412,300	
	40	279,200	307,800	413,500	

	41	280,400	309,600	414,600
	42	281,500	311,500	415,900
	43	282,600	313,300	417,000
	44	283,700	315,100	418,100
	45	284,600	316,800	419,300
	46	285,400	318,600	420,500
	47	286,300	320,300	421,700
	48	287,100	321,900	422,900
	49	287,700	323,600	424,000
	50	288,500	325,300	425,000
	51	289,200	327,100	426,400
	52	289,900	328,800	427,600
	53	290,700	330,100	428,800
	54	291,500	332,000	429,900
	55	292,100	333,900	431,000
	56	292,800	335,600	432,100
	57	293,500	337,200	433,100
	58	294,300	339,100	434,300
	59	295,200	340,800	435,600
定年	60	295,800	342,600	436,800
前再	61	296,400	344,300	437,400
任用	62	297,100	346,000	438,200
短時	63	297,800	347,700	438,900
間勤	64	298,300	349,400	439,400
務職	65	299,000	351,200	439,700
員以	66	299,700	352,500	440,000
外の	67	300,300	353,800	440,400
職員	68	300,900	355,100	440,800
	69	301,600	356,600	441,100
	70	302,300	358,100	441,500
	71	302,900	359,600	441,800
	72	303,600	361,200	442,100
	73	304,100	362,500	442,400
	74	304,800	364,000	442,700
	75	305,500	365,500	443,000
	76	306,000	366,900	443,300
	77	306,600	368,300	443,500
	78	307,200	369,900	443,800
	79	307,800	371,400	444,100
	80	308,400	372,900	444,300
	81	308,900	374,200	444,500
	82	309,400	375,500	
	83	310,000	376,800	
	84	310,600	378,000	
	85	311,000	379,300	
	86	311,400	380,500	
	87	311,900	381,600	
	88	312,400	382,700	
	89	312,800	383,700	
	90	313,300	384,800	
	91	313,800	385,900	
	92	314,300	387,000	
	93	314,600	388,100	
	94	315,100	389,300	
	95	315,600	390,300	
	96	316,000	391,400	

97	316,300	392,400
98	316,700	393,400
99	317,100	394,300
100	317,500	395,200
101	317,900	396,000
102	318,200	397,000
103	318,500	397,900
104	318,800	398,800
105	319,000	399,600
106	319,300	400,500
107	319,600	401,400
108	319,800	402,300
109	320,000	403,100
110	320,200	404,100
111	320,500	405,000
112	320,800	405,900
113	321,000	406,500
114	321,200	407,500
115	321,400	408,400
116	321,700	409,300
117	322,000	410,100
118	322,200	410,800
119	322,500	411,600
120	322,800	412,400
121	323,100	413,000
122	323,300	413,700
123	323,500	414,400
124	323,800	415,000
125	324,100	415,600
126		416,300
127		416,900
128		417,500
129		418,100
130		418,700
131		419,200
132		419,700
133		420,000
134		420,300
135		420,500
136		420,800
137		421,100
138		421,400
139		421,700
140		422,000
141		422,300
142		422,600
143		422,900
144		423,200
145		423,400
146		423,700
147		424,000
148		424,200

	149		424,400		
	150		424,700		
	151		425,000		
	152		425,200		
	153		425,400		
	154		425,700		
	155		426,100		
	156		426,300		
	157		426,500		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		241,000	288,900	345,300	430,200

備考1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	228,000	249,300	272,500	311,500	347,800	369,600	401,000	437,800	485,000
	2	230,500	251,500	274,400	312,500	349,300	371,400	402,700	439,400	491,000
	3	232,900	253,700	276,600	313,400	350,700	373,100	404,300	440,900	496,000
	4	235,300	255,900	278,700	314,400	352,300	374,700	406,000	442,400	500,200
	5	237,600	258,200	280,700	315,000	353,800	376,300	407,600	443,900	504,300
	6	240,100	260,200	282,000	315,700	355,200	378,000	409,200	445,600	507,700
	7	242,500	262,200	283,300	316,300	356,500	379,700	410,800	447,000	510,700
	8	244,700	264,000	284,600	317,000	357,800	381,200	412,400	448,400	513,200
	9	246,900	265,800	286,000	317,600	359,100	382,700	413,900	449,500	515,400
	10	249,100	267,600	287,300	318,300	360,800	384,300	415,500	450,900	
	11	251,200	269,300	288,500	319,000	362,400	385,900	417,200	452,400	
	12	253,200	270,700	289,700	319,600	364,000	387,500	418,800	454,000	
	13	255,100	272,100	290,900	320,300	365,400	389,200	420,300	455,300	
	14	257,100	273,900	291,900	321,000	367,000	390,800	422,300	457,000	
	15	259,200	275,200	292,900	321,600	368,500	392,400	424,300	458,600	
	16	260,800	276,700	294,300	322,400	370,100	394,000	426,400	460,200	
	17	262,400	278,100	295,500	323,200	371,600	395,600	427,900	461,600	
	18	263,900	279,300	296,600	324,000	373,200	397,200	429,600	463,400	
	19	265,400	280,500	297,700	325,000	374,700	398,900	431,200	465,100	
	20	267,000	281,600	298,800	325,800	376,200	400,500	432,900	466,700	
	21	268,500	282,900	300,000	326,700	377,700	402,000	434,500	468,100	
	22	270,000	284,000	300,600	327,900	379,400	403,600	436,100	468,800	
	23	271,500	285,200	301,100	329,200	381,000	405,300	437,600	469,500	
	24	273,000	286,400	301,700	330,500	382,600	407,000	439,000	470,200	
	25	274,500	287,700	302,100	331,700	384,000	408,800	440,200	470,600	
	26	275,700	289,000	302,700	333,300	385,700	410,800	441,700	471,100	
	27	277,000	290,200	303,200	334,600	387,400	412,600	443,200	471,700	
	28	278,200	291,400	303,700	335,600	389,100	414,500	444,700	472,300	
	29	279,400	292,300	304,100	336,500	390,700	416,200	446,200	473,000	
	30	280,500	293,300	304,800	337,700	392,300	417,700	447,500	473,700	
	31	281,600	294,400	305,300	338,800	393,900	418,900	448,700	474,200	
	32	282,700	295,500	305,800	339,900	395,500	420,200	449,900	474,700	
	33	284,000	296,700	306,300	341,000	397,200	421,200	450,900	475,200	
	34	285,300	297,300	306,900	342,300	399,300	422,300	451,600	475,500	
	35	286,600	297,900	307,300	343,500	401,300	423,300	452,300	475,800	
	36	287,900	298,500	307,700	344,500	403,300	424,300	453,000	476,200	
	37	288,800	298,900	308,200	345,600	405,000	425,400	453,500	476,500	
	38	289,800	299,500	308,800	346,800	406,700	426,600	454,000	476,700	
	39	290,900	300,100	309,400	348,000	408,300	427,700	454,400	477,000	
	40	292,000	300,600	309,900	349,200	409,800	428,800	454,700	477,200	

	41	293,200	301,000	310,500	350,300	411,000	430,000	455,000	477,500
	42	293,800	301,600	311,200	351,500	412,000	430,800	455,300	477,700
	43	294,400	302,200	311,900	352,700	413,000	431,600	455,600	477,900
	44	295,000	302,700	312,500	353,900	414,000	432,200	455,900	478,100
	45	295,400	303,100	313,100	355,000	415,000	432,700	456,100	478,500
	46	295,900	303,600	314,000	356,300	416,100	433,400	456,400	
	47	296,400	304,100	314,800	357,500	417,300	434,100	456,700	
	48	296,900	304,700	315,500	358,700	418,400	434,700	456,900	
	49	297,300	305,200	316,300	359,900	419,700	435,500	457,200	
	50	297,800	305,700	317,300	361,300	420,500	435,900	457,500	
	51	298,300	306,300	318,300	362,600	421,300	436,500	457,800	
	52	298,800	306,800	319,300	363,900	421,900	437,100	458,100	
	53	299,300	307,400	320,300	364,800	422,400	437,500	458,300	
	54	299,900	308,000	321,400	366,100	423,100	437,900	458,600	
	55	300,300	308,700	322,400	367,300	423,700	438,400	458,800	
	56	300,700	309,300	323,500	368,500	424,400	438,900	459,100	
	57	301,200	309,900	324,500	369,600	424,700	439,400	459,300	
	58	301,700	310,700	325,600	371,000	425,400	439,900	459,600	
	59	302,200	311,500	326,700	372,400	426,200	440,300	459,900	
	60	302,600	312,200	327,800	373,800	426,700	440,700	460,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	303,100	313,000	328,600	375,100	427,100	441,100	460,300	
	62	303,500	313,900	329,700	376,600	427,500	441,400	460,600	
	63	304,000	314,700	330,800	378,100	428,000	441,700	460,900	
	64	304,500	315,600	331,900	379,600	428,500	442,000	461,200	
	65	305,000	316,400	332,900	380,800	429,000	442,200	461,400	
	66	305,500	317,200	334,000	382,200	429,400	442,500	461,700	
	67	305,900	318,000	335,100	383,500	429,900	442,800	462,000	
	68	306,300	318,800	336,200	384,900	430,400	443,000	462,300	
	69	306,800	319,700	337,200	386,000	430,900	443,200	462,500	
	70	307,200	320,500	338,300	387,200	431,400	443,500	462,800	
	71	307,600	321,400	339,500	388,500	432,000	443,800	463,100	
	72	308,100	322,300	340,700	389,700	432,500	444,000	463,500	
	73	308,600	323,000	341,400	391,000	432,900	444,200	463,700	
	74	309,100	323,900	342,800	392,200	433,500	444,500		
	75	309,700	324,800	344,100	393,400	433,900	444,900		
	76	310,100	325,600	345,400	394,500	434,100	445,100		
77	310,600	326,200	346,600	395,600	434,400	445,300			
78	311,100	327,100	348,000	396,800	434,900	445,600			
79	311,700	328,000	349,400	398,000	435,300	445,900			
80	312,300	329,000	350,800	399,200	435,600	446,100			
81	312,800	329,900	352,200	400,300	435,900	446,300			
82	313,300	330,900	353,800	400,900	436,300	446,600			
83	314,100	331,800	355,300	401,400	436,700	446,900			
84	314,700	332,900	356,800	401,900	437,100	447,100			
85	315,300	333,800	358,200	402,500	437,400	447,300			
86	315,900	334,800	359,700	403,100					
87	316,600	335,800	361,300	403,700					
88	317,300	336,800	362,700	404,300					
89	318,000	337,700	364,000	404,600					
90	318,700	339,000	365,200	405,100					
91	319,400	340,200	366,400	405,600					
92	320,100	341,400	367,700	406,100					
93	320,600	342,700	369,000	406,500					
94	321,500	344,000	370,600	406,900					
95	322,400	345,200	372,100	407,500					
96	323,300	346,400	373,500	408,000					

97	324,000	347,600	374,800	408,400						
98	324,900	348,900	376,000	408,900						
99	325,800	350,100	377,100	409,400						
100	326,700	351,400	378,300	409,800						
101	327,600	352,800	379,500	410,100						
102	328,600	353,700	380,600	410,500						
103	329,600	354,700	381,700	410,900						
104	330,500	355,800	382,800	411,200						
105	331,300	356,900	384,000	411,500						
106	331,900	358,000	384,500	412,000						
107	332,600	359,000	385,100	412,500						
108	333,200	360,000	385,700	413,000						
109	333,700	361,300	386,300	413,300						
110	334,200	362,300	386,800	413,800						
111	334,600	363,300	387,200	414,300						
112	335,100	364,200	387,700	414,800						
113	335,900	365,100	388,100	415,100						
114	336,500	366,000	388,600	415,600						
115	337,200	366,900	389,100	416,100						
116	337,800	367,900	389,600	416,700						
117	338,400	368,900	390,000	417,100						
118	339,100	369,300	390,500	417,600						
119	339,800	370,000	391,100	418,000						
120	340,500	370,600	391,600	418,500						
121	341,100	370,900	391,800	418,900						
122	341,400	371,300	392,300							
123	342,000	371,700	392,800							
124	342,500	372,100	393,200							
125	342,800	372,500	393,700							
126		372,900	394,200							
127		373,300	394,700							
128		373,700	395,200							
129		374,100	395,500							
130		374,500	396,000							
131		374,900	396,500							
132		375,300	397,000							
133		375,500	397,300							
134		376,000	397,900							
135		376,300	398,300							
136		376,600	398,700							
137		376,900	399,000							
138		377,300	399,400							
139		377,800	399,900							
140		378,300	400,400							
141		378,600	400,700							
142		379,200								
143		379,700								
144		380,200								
145		380,500								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	258,200	270,400	274,900	307,900	325,400	340,100	364,600	401,300	434,500	

備考 この表は、警察官に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	409,400
2	459,900
3	513,500
4	580,200
5	662,100
6	773,300
7	902,600

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	432,600
2	496,300
3	562,000
4	648,900
5	754,100
6	860,200

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	361,900
2	399,300
3	428,600

別記第2

教育職給料表

ア 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	215,200	262,600	393,600	469,700
	2	217,600	264,000	395,100	471,500
	3	220,000	265,400	396,500	473,400
	4	222,300	266,900	398,000	475,200
	5	224,500	268,300	399,400	476,900
	6	226,800	269,500	400,800	478,600
	7	229,000	270,700	402,300	480,500
	8	231,300	271,900	403,700	482,400
	9	233,500	273,200	405,000	484,100
	10	235,700	274,300	406,400	485,700
	11	237,900	275,400	408,000	487,300
	12	240,200	276,700	409,500	488,800
	13	242,400	278,000	410,800	490,300
	14	244,500	279,700	412,300	491,700
	15	246,600	281,400	413,800	493,100
	16	248,800	283,100	415,300	494,400
	17	250,900	284,800	416,800	495,600
	18	252,700	286,900	418,400	496,200
	19	254,400	289,100	420,000	496,800
	20	256,100	291,300	421,500	497,500
	21	257,900	293,500	422,700	498,100
	22	259,200	295,800	424,100	
	23	260,500	298,000	425,500	
	24	261,700	300,100	426,900	
	25	262,900	302,100	428,500	
	26	264,100	304,000	429,900	
	27	265,300	306,000	431,200	
	28	266,500	307,800	432,600	
	29	267,700	309,600	434,000	
	30	268,700	311,500	435,400	
	31	269,800	313,300	436,900	
	32	270,800	315,100	438,400	
	33	271,900	316,800	440,000	
	34	273,000	318,600	441,400	
	35	274,200	320,300	443,000	
	36	275,500	321,900	444,500	
	37	276,800	323,600	446,300	
	38	277,900	325,300	447,800	
	39	279,100	327,100	449,400	
	40	280,200	328,800	451,000	

	41	281,500	330,100	452,500
	42	282,500	332,000	454,100
	43	283,500	333,900	455,300
	44	284,400	335,600	456,500
	45	285,000	337,200	457,700
	46	285,900	339,100	459,000
	47	286,700	340,800	460,200
	48	287,500	342,600	461,400
	49	288,200	344,300	462,500
	50	289,000	346,000	463,800
	51	289,700	347,700	465,000
	52	290,500	349,400	466,200
	53	291,300	351,200	467,400
	54	292,100	352,500	468,600
	55	292,800	353,800	469,800
	56	293,600	355,100	471,000
	57	294,300	356,600	472,100
	58	295,000	358,200	472,800
	59	295,800	359,700	473,300
定年前再	60	296,600	361,400	473,800
任用	61	297,300	362,800	474,300
短時	62	297,900	364,400	
間勤	63	298,700	366,000	
務職	64	299,300	367,400	
員以	65	300,300	368,900	
外の	66	301,100	370,600	
職員	67	301,800	372,200	
	68	302,500	373,700	
	69	303,100	375,200	
	70	303,800	376,800	
	71	304,600	378,300	
	72	305,300	379,900	
	73	306,000	381,400	
	74	306,700	383,000	
	75	307,400	384,600	
	76	307,900	386,100	
	77	308,500	387,500	
	78	309,100	389,000	
	79	309,800	390,400	
	80	310,400	391,700	
	81	310,900	393,000	
	82	311,500	394,400	
	83	312,200	395,700	
	84	312,900	397,000	
	85	313,600	398,200	
	86	314,400	399,600	
	87	315,100	400,900	
	88	315,700	402,200	
	89	316,400	403,400	
	90	317,200	404,700	
	91	318,000	405,800	
	92	318,800	407,000	
	93	319,300	408,300	
	94	320,100	409,400	
	95	320,900	410,600	
	96	321,700	411,800	

97	322,300	413,200
98	323,100	414,200
99	323,900	415,200
100	324,600	416,200
101	325,400	417,200
102	326,200	418,200
103	327,100	419,300
104	327,900	420,400
105	328,500	421,100
106	329,300	422,000
107	330,100	422,900
108	330,900	423,800
109	331,600	424,600
110	332,000	425,400
111	332,400	426,300
112	332,900	427,100
113	333,400	427,700
114	333,800	428,400
115	334,200	429,100
116	334,600	429,800
117	335,100	430,400
118	335,600	430,900
119	336,000	431,200
120	336,500	431,500
121	337,000	431,800
122	337,400	432,100
123	337,800	432,400
124	338,300	432,600
125	338,800	432,800
126	339,100	433,100
127	339,400	433,400
128	339,700	433,600
129	339,900	433,800
130	340,200	434,100
131	340,500	434,400
132	340,700	434,600
133	340,900	434,800
134	341,100	435,100
135	341,300	435,500
136	341,700	435,700
137	342,000	435,900
138	342,200	436,200
139	342,500	436,500
140	342,800	436,700
141	343,000	436,900
142	343,200	437,200
143	343,500	437,500
144	343,700	437,700
145	344,000	437,900
146	344,200	
147	344,500	
148	344,800	

	149	345,000			
	150	345,200			
	151	345,500			
	152	345,800			
	153	346,000			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		249,900	292,000	352,000	440,700

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が4級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	215,200	236,500	365,800	452,900
	2	217,600	239,000	367,300	454,300
	3	220,000	241,400	368,800	455,500
	4	222,300	243,900	370,300	456,800
	5	224,500	246,300	371,700	457,900
	6	226,800	248,800	373,000	459,000
	7	229,000	251,200	374,300	460,200
	8	231,300	253,700	375,700	461,400
	9	233,500	256,100	377,100	462,700
	10	235,700	257,800	378,400	464,000
	11	237,900	259,400	379,800	465,100
	12	240,200	261,000	381,000	466,200
	13	242,400	262,600	382,200	467,400
	14	244,500	264,000	383,500	468,200
	15	246,600	265,400	384,700	469,000
	16	248,800	266,900	385,900	469,900
	17	250,900	268,300	386,900	470,800
	18	252,700	269,500	388,100	471,200
	19	254,400	270,700	389,400	471,700
	20	256,100	271,900	390,500	472,200
	21	257,900	273,200	391,500	472,800
	22	259,200	274,300	392,700	
	23	260,500	275,400	393,900	
	24	261,700	276,700	395,000	
	25	262,900	278,000	396,000	
	26	264,000	279,700	397,200	
	27	265,100	281,400	398,400	
	28	266,200	283,100	399,500	
	29	267,500	284,800	400,600	
	30	268,600	286,900	401,800	
	31	269,700	289,100	403,000	
	32	270,700	291,300	404,100	
	33	271,800	293,500	405,100	
	34	272,800	295,800	406,200	
	35	273,800	298,000	407,500	
	36	274,900	300,100	408,700	
	37	276,200	302,100	409,900	
	38	277,100	304,000	411,200	
	39	278,100	306,000	412,300	
	40	279,200	307,800	413,500	

	41	280,400	309,600	414,600
	42	281,500	311,500	415,900
	43	282,600	313,300	417,000
	44	283,700	315,100	418,100
	45	284,600	316,800	419,300
	46	285,400	318,600	420,500
	47	286,300	320,300	421,700
	48	287,100	321,900	422,900
	49	287,700	323,600	424,000
	50	288,500	325,300	425,000
	51	289,200	327,100	426,400
	52	289,900	328,800	427,600
	53	290,700	330,100	428,800
	54	291,500	332,000	429,900
	55	292,100	333,900	431,000
	56	292,800	335,600	432,100
	57	293,500	337,200	433,100
	58	294,300	339,100	434,300
	59	295,200	340,800	435,600
定年	60	295,800	342,600	436,800
前再	61	296,400	344,300	437,400
任用	62	297,100	346,000	438,200
短時	63	297,800	347,700	438,900
間勤	64	298,300	349,400	439,400
務職	65	299,000	351,200	439,700
員以	66	299,700	352,500	440,000
外の	67	300,300	353,800	440,400
職員	68	300,900	355,100	440,800
	69	301,600	356,600	441,100
	70	302,300	358,100	441,500
	71	302,900	359,600	441,800
	72	303,600	361,200	442,100
	73	304,100	362,500	442,400
	74	304,800	364,000	442,700
	75	305,500	365,500	443,000
	76	306,000	366,900	443,300
	77	306,600	368,300	443,500
	78	307,200	369,900	443,800
	79	307,800	371,400	444,100
	80	308,400	372,900	444,300
	81	308,900	374,200	444,500
	82	309,400	375,500	
	83	310,000	376,800	
	84	310,600	378,000	
	85	311,000	379,300	
	86	311,400	380,500	
	87	311,900	381,600	
	88	312,400	382,700	
	89	312,800	383,700	
	90	313,300	384,800	
	91	313,800	385,900	
	92	314,300	387,000	
	93	314,600	388,100	
	94	315,100	389,300	
	95	315,600	390,300	
	96	316,000	391,400	

97	316,300	392,400
98	316,700	393,400
99	317,100	394,300
100	317,500	395,200
101	317,900	396,000
102	318,200	397,000
103	318,500	397,900
104	318,800	398,800
105	319,000	399,600
106	319,300	400,500
107	319,600	401,400
108	319,800	402,300
109	320,000	403,100
110	320,200	404,100
111	320,500	405,000
112	320,800	405,900
113	321,000	406,500
114	321,200	407,500
115	321,400	408,400
116	321,700	409,300
117	322,000	410,100
118	322,200	410,800
119	322,500	411,600
120	322,800	412,400
121	323,100	413,000
122	323,300	413,700
123	323,500	414,400
124	323,800	415,000
125	324,100	415,600
126		416,300
127		416,900
128		417,500
129		418,100
130		418,700
131		419,200
132		419,700
133		420,000
134		420,300
135		420,500
136		420,800
137		421,100
138		421,400
139		421,700
140		422,000
141		422,300
142		422,600
143		422,900
144		423,200
145		423,400
146		423,700
147		424,000
148		424,200

	149		424,400		
	150		424,700		
	151		425,000		
	152		425,200		
	153		425,400		
	154		425,700		
	155		426,100		
	156		426,300		
	157		426,500		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		241,000	288,900	345,300	430,200

- 備考1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が4級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

参 考 资 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果	
令和7年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 年齢階層別人員構成比（令和7年と平成27年の比較）全職員	38
2 職種別民間給与実態調査結果	
令和7年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	40
第14表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	40
第15表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	41
第16表 県内民間における初任給の改定状況	51
第17表 県内民間における住宅手当の支給状況	51
第18表 県内民間における通勤手当の支給状況	52
第19表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	53
第20表 県内民間における定年制の状況	53
3 生計費関係	
令和7年4月の標準生計費算定方法	54
第21表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費	54
4 人事院の報告及び勧告の概要	55

1 職員給与実態調査結果

令和7年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和7年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

令和7年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員、特別職の職員及び会計年度任用職員は含まれない。なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

- ア 臨時的任用職員
- イ 在籍専従休職中の職員
- ウ 無給出向中の職員
- エ 無給派遣中の職員
- オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

令和7年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人員	構成比	平均年齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全給料表	21,940	100.0	42.8	20.7
行政職給料表	5,323	24.3	41.2	19.6
研究職給料表	222	1.0	42.5	19.9
医療職給料表（一）	36	0.2	39.6	15.4
医療職給料表（二）	256	1.2	43.5	19.4
医療職給料表（三）	131	0.6	37.5	15.0
海事職給料表	65	0.3	44.9	23.7
教育職給料表（一）	42	0.2	48.8	24.5
教育職給料表（二）	3,360	15.3	45.9	23.0
教育職給料表（三）	9,555	43.6	44.1	21.5
公安職給料表	2,950	13.4	38.2	17.5

- (注) 1 「医療職給料表（二）」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む（以下各表について同じ。）。
- 2 「医療職給料表（三）」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む（以下各表について同じ。）。
- 3 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まれていない（以下第12表まで同じ。）。
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。
- 5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、鹿児島県職員の給与に関する条例附則第13項等により給料月額が決定される職員を除いた数値である（以下第12表まで同じ。）。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0) 21,940	(75.0) 16,461	(11.4) 2,505	(13.5) 2,960	(0.1) 14	(60.1) 13,188	(39.9) 8,752
行政職給料表	(100.0) 5,323	(66.2) 3,523	(8.9) 476	(24.7) 1,313	(0.2) 11	(65.8) 3,504	(34.2) 1,819
研究職給料表	(100.0) 222	(98.2) 218	(-) -	(1.8) 4	(-) -	(80.2) 178	(19.8) 44
医療職給料表(一)	(100.0) 36	(100.0) 36	(-) -	(-) -	(-) -	(75.0) 27	(25.0) 9
医療職給料表(二)	(100.0) 256	(94.1) 241	(5.9) 15	(-) -	(-) -	(60.2) 154	(39.8) 102
医療職給料表(三)	(100.0) 131	(90.8) 119	(9.2) 12	(-) -	(-) -	(3.8) 5	(96.2) 126
海事職給料表	(100.0) 65	(18.5) 12	(30.8) 20	(46.2) 30	(4.6) 3	(100.0) 65	(-) -
教育職給料表(一)	(100.0) 42	(92.9) 39	(7.1) 3	(-) -	(-) -	(64.3) 27	(35.7) 15
教育職給料表(二)	(100.0) 3,360	(92.2) 3,097	(6.0) 202	(1.8) 61	(-) -	(58.2) 1,957	(41.8) 1,403
教育職給料表(三)	(100.0) 9,555	(81.4) 7,780	(18.6) 1,775	(-) -	(-) -	(48.8) 4,661	(51.2) 4,894
公安職給料表	(100.0) 2,950	(47.3) 1,396	(0.1) 2	(52.6) 1,552	(-) -	(88.5) 2,610	(11.5) 340

(注) 1 ()内の数字は、構成比(%)である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である。(以下、第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和7年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和6年4月
給料	円 325,116	円 316,457	円 366,074	円 356,243
給料の特別調整額	6,780	6,747	5,516	5,522
扶養手当	8,937	9,206	10,821	10,583
住居手当	6,972	7,243	8,196	8,260
その他	9,882	10,017	15,038	14,709
合計 (平均給与月額)	357,687	349,670	405,645	395,317

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額を含み、給料の特別調整額には管理職手当を含む。
 2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特地勤務手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,123	人 1,340	人 1,710	人 73
2人	3,265	1,296	3,242	37
3人	2,518	1,769	2,518	17
4人	865	790	865	9
5人	126	115	126	4
6人以上	19	17	19	0
計	9,916	5,327	8,480	140

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は1.0人、行政職給料表適用職員1人当たりは0.8人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、23,941円（平均扶養親族数は2.2人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,471 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	35	0.5
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	5,499	73.6
手当月額28,000円の受給者	1,937	25.9
手当受給者1人当たり平均手当月額		23,867 ^円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	118 ^人	12,835 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	15,406 ^人	(100.0)% 70.2
交通機関等のみを利用する者	402	(2.5) 1.8
交通用具のみを使用する者	14,727	(95.7) 67.1
交通機関等と交通用具を併用する者	277	(1.8) 1.3
非 受 給 者	6,534	29.8
総 職 員	21,940	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		13,240 ^円

(注) ()内の数字は、受給者の構成比(%)である。

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
部局								
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部長	次長	課長				
	教育部局			校長 特大規模校	校長 大規模校	校長 大規模校	教頭 大規模校 事務長 課長級 事務長 課長補佐級	
	公安部局		部長 大規模 警察署長	課長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数	30人	92人	563人	68人	707人	680人	2,140人	
手当受給者1人当たり平均手当月額							56,553円	

第8表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	医師等	非支給地
人員		21,940人	37人	10人	3人	6人	4人	29人	21,851人
構成比		100.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	99.6%
平均手当月額		266円	65,916円	64,258円	51,095円	31,992円	9,395円	81,933円	0円

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 760	人 282	人 94	人 7	人 255	人 89

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 81	人 20	人 2	人 4	人 0	人 1,594

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 43,040
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		13	29	1			2		2
2		3	21					12	
3		2	12					5	2
4		6	16					6	1
5	32	107	50					10	10
6		38	32						
7		8	29			1	1		
8	23	12	19	1					
9	11	82	41						
10	2	38	30				1		
11	2	16	35						
12	24	10	22	1					
13	18	56	47				3		
14	6	31	29				5		
15	8	22	23			1	20		
16	36	24	21				15		
17	5	50	47	5			5		
18	7	23	29	3					
19	4	25	13	2			4		
20	27	21	26	4					
21	8	32	44	6			2		
22	8	23	19	9			1		
23	19	15	25				1		
24	22	6	23	6			1		
25	118	6	35	4			1		
26	27	4	19	5					
27	17	2	32	7					
28	88	2	17	3			1		
29	18	1	25	5					
30	21		18						
31	8		18	8			1		
32	78	2	9	5					
33	28	1	26	4	1	1	1		
34	1		17	4	1	1			
35	3	2	16	11					
36		1	22	5					
37	8	3	19	12					
38		1	9	14	2	52			
39	2		14	27	1	92			
40	1		5	15	1	35			
41	7	2	24	14		12			
42			10	9	3	12			
43	1		8	14	1	27			
44	1		6	21		16			
45	4		20	31	3	9			
46	1		10	29	2	8			
47			12	35	3	25			
48			14	35	1	10			
49	7		12	34	2	6			
50			7	37	3	12			
51	1		8	31	2	16			
52			12	32	3	2			
53			11	31	2	8			
54			4	27	2	4			
55			10	35	4	9			
56			10	32	4	1			
57	4		8	31	5	1			
58			9	36	8	5			
59			7	27	11	6			
60			2	27	23	2			
61			4	37	19	5			
62			4	31	21	1			
63			5	37	8	2			
64			4	28	14	1			
65	1		3	17	19	2			
66			5	19	8	1			
67			1	36	92	1			
68			6	26	37	1			
69			1	29	13	2			
70			3	35	25	2			
71			1	16	21	2			
72			3	28	20	2			
73	1		3	11	18	17			
74			5	24					
75				17	18				
76			3	18	9				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			2	17	4				
78			1	9	11				
79			4	11	9				
80				14	9				
81	3		5	12	5				
82			1	11	6				
83			3	15	5				
84			4	12	3				
85	3		3	283	20				
86			1						
87			2						
88			2						
89	1		7						
90			5						
91									
92			3						
93	8		1						
94			2						
95			4						
96									
97									
98			3						
99									
100			1						
101									
102			3						
103			1						
104									
105			1						
106									
107			2						
108									
109			46						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	723	690	1,345	1,528	511	413	65	33	15

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した（以下本表の各給料表について同じ。）。

適用職員数	5,323人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1		3	8	1	
2					
3			1		
4		2			1
5			4		
6			1		
7			1		24
8		6	1		
9		2	6		
10				1	
11		1			
12		8			
13		1	4		
14					
15		1	3		
16		4	2	1	
17		1	3		
18					
19				1	
20		2			
21		2	7		
22		3	1		
23				1	
24			2		
25		3	1	1	
26		3		1	
27		2			
28		2	1	1	
29		2	3	1	
30		1	1	1	
31			1	1	
32		1			
33		1		1	
34				1	
35					
36			1		
37			1		
38				1	
39			1	2	
40				3	
41					
42				2	
43				1	
44				2	
45	1				
46				2	
47				1	
48				1	
49			2	1	
50					
51				1	
52				4	
53			2	1	
54				3	
55				1	
56				1	
57			1	45	
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73			1		
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	51	60	85	25

適用職員数	222人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				2
5				1
6				2
7				1
8			1	4
9				
10			2	
11				
12			1	
13	2		1	
14			1	
15				
16	3		1	
17				
18				
19				
20	4			
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				
27				
28	3			
29				
30				
31				
32	2			
33	1			
34				
35				
36	1			
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	17	7	1	11

適用職員数	36人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2			10	6			
3			1	1			
4			1	1			
5		1	3	1			
6			4	2			
7			1	1			
8		1	2	1		1	
9			1	3			
10			1	1			
11			1				
12		1		1			16
13				5		1	1
14		1		1	3	1	
15				3			
16				1			
17		4		2			
18				2			
19				2	1		1
20	2			2	1		
21		1		1			
22							
23				1	3		
24					1		
25				2			
26				1	1		
27		1		1	2	3	
28						3	
29				3		1	1
30				1		1	
31				2		2	
32				2	2	3	
33				2	2	1	
34						3	
35				1	2	1	
36				2	3		
37				1	3	2	
38					1	3	
39				3	1	3	
40			1	2		1	
41				3	2	1	
42						4	
43					1		
44				2		1	
45				1		1	
46						1	
47					1		
48					1	1	
49				1	1	2	
50			1			3	
51				2	2		
52					1	1	
53				1	3	13	
54				1	1		
55							
56					1		
57					5		
58				1	1		
59					3		
60				1			
61							
62				1	2		
63					1		
64					1		
65					2		
66							
67							
68							
69		1					
70							
71					1		
72							
73							
74							
75							
76							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78					5		
79							
80				1			
81							
82							
83							
84							
85		1					
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97		1					
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	2	13	26	76	62	58	19

適用職員数	256人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1			7	6		
2			3			
3			1			
4						
5			2	1		
6			2	2		
7			2	1		
8			1	2		
9				1		
10			1	1		
11		4		1		
12				1		
13						
14		6		1		
15				2		
16						
17				1		
18		6		1		
19		2		1		
20				3		
21		1				
22		3		1	1	
23		1				
24		1				
25				2		
26				1		
27						
28				1	1	
29		1		1	1	
30						
31						
32				1		9
33				1		
34						
35						
36				2		
37				1		
38				1		
39						
40						
41				1		
42						
43						
44					1	
45						
46						
47						
48						
49					1	
50				1		
51				1	1	
52					1	
53						
54			1	2	2	
55						
56						
57						
58						
59				1	1	
60						
61						
62					2	
63					2	
64					1	
65						
66						
67						
68						
69					2	
70						
71					1	
72						
73					1	
74						
75						
76				1		
77						
78					2	
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85					9	
86						
87						
88						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109				3		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		25	20	47	30	9

適用職員数	131人
-------	------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2			1			
3			1			
4				1		
5						
6			1			
7						
8						
9						
10			1			
11				1		
12				1		
13						
14		1				
15				2		
16				1		
17						
18			1			
19		1				
20				1		
21						
22						
23			1			
24						
25				1		
26				1		
27				1		
28						1
29			1			
30				1		2
31				2		
32						
33				1		1
34						
35			1			
36						
37						1
38				1		1
39						
40						
41		1				
42						
43						
44						
45						1
46						2
47						
48						3
49						3
50				1		1
51						1
52				1		1
53						1
54						
55						
56						
57				2		1
58						
59				1		1
60						
61						
62						
63				1		
64						
65						1
66				1		
67						
68						
69				1		
70						
71						
72						
73				1		
74						
75						
76						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78				1		
79						
80						
81					5	
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92				1		
93						
94						
95						
96						
97				1		
計		3	8	27	27	

適用職員数	65人
-------	-----

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2			1	
3				
4			1	1
5				3
6				1
7				2
8				3
9			1	1
10				2
11				2
12				1
13				1
14				
15		1	2	
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24	1		1	
25				
26				
27			1	
28				
29				
30				
31				
32				
33	1	1		
34				
35				
36				
37				
38				
39	1			
40				
41			1	
42		1		
43				
44				
45	1			
46			2	
47				
48			1	
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69	1			
70				
71				
72				
73			3	
74	1			
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105	1			
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特2				1
計	7	3	14	18

適用職員数	42人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1		20		
2				
3		1		1
4		13		1
5		7		1
6		2		1
7		1		1
8		22		
9		4		3
10		7		4
11		1		1
12		18		4
13	1	5		3
14		1		1
15		2		19
16		15		6
17	1	13		3
18		2		2
19	1	2		6
20	1	15		
21		8		19
22		5		
23		1		
24	1	21		
25	1	8		
26	1	9		
27	1	2		
28		15	1	
29	1	11		
30		6		
31		10		
32	2	27		
33		7		
34		10		
35		7		
36	1	28		
37		8	1	
38		7		
39	2	14		
40		33		
41		15	4	
42		13	3	
43		16	5	
44	1	27	8	
45	1	13	3	
46		10	2	
47		6	6	
48	2	26	5	
49		12		
50	1	10	1	
51	1	11	11	
52	1	22	3	
53		8	4	
54	1	12	4	
55		13	5	
56	3	26	3	
57	1	8	5	
58	1	17	1	
59	1	9	3	
60	2	27	2	
61	1	12	20	
62	1	16		
63		8		
64	2	29		
65		11		
66	1	15		
67	1	11		
68	2	24		
69		20		
70		14		
71		26		
72	1	31		
73	2	20		
74		17		
75	2	20		
76	3	36		

職務の級 号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
77		20		
78		16		
79	1	18		
80	2	31		
81	1	24		
82	2	16		
83		25		
84	1	33		
85		25		
86	1	25		
87		14		
88	5	22		
89	3	23		
90		22		
91	1	27		
92	1	22		
93	1	13		
94	2	21		
95	1	21		
96		26		
97	3	14		
98		28		
99	2	29		
100	1	32		
101	2	24		
102	2	22		
103		28		
104	1	31		
105	1	26		
106	1	25		
107	2	26		
108		19		
109		32		
110	1	20		
111		28		
112		34		
113		22		
114		23		
115		25		
116		29		
117		20		
118		24		
119		31		
120	1	14		
121		24		
122	1	25		
123		32		
124	1	23		
125		28		
126	1	34		
127		28		
128		35		
129		34		
130		26		
131		34		
132	1	15		
133	1	28		
134	1	38		
135		20		
136	1	19		
137		26		
138		29		
139		35		
140	1	34		
141		24		
142		37		
143		44		
144	2	35		
145	1	315		
146	1			
147				
148	2			
149				
150	1			
151	1			
152	1			
153	11			
計	113	3,071	100	76

適用職員数	3,360人
-------	--------

教育職給料表（三）

号給	職務の級			
	1	2	3	4
1				人
2				1
3				1
4				12
5				10
6				14
7				155
8				15
9				7
10				11
11				83
12				17
13				11
14				12
15				48
16				18
17				19
18				11
19				40
20				7
21				130
22				1
23				1
24				3
25				3
26				1
27				3
28				2
29				4
30				4
31				3
32				4
33				4
34				1
35				2
36				6
37				2
38				2
39				4
40				6
41				2
42				6
43				3
44				8
45				7
46				12
47				9
48				6
49				3
50				15
51				7
52				7
53				3
54				12
55				8
56				6
57				14
58				10
59				11
60				14
61				15
62				45
63				12
64				33
65				14
66				23
67				12
68				16
69				13
70				29
71				13
72				8
73				17
74				22
75				12
76				12
77				4
78				16
79				10
80				13
81				115
82				48
83				30
84				39

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
85		36		
86		46		
87		39		
88		36		
89		45		
90		61		
91		28		
92		37		
93		39		
94		46		
95		37		
96		40		
97		37		
98		34		
99		31		
100		43		
101		37		
102		37		
103		34		
104		65		
105		44		
106		54		
107		35		
108		46		
109		47		
110		50		
111		44		
112		41		
113		45		
114		56		
115		49		
116		52		
117		62		
118		57		
119		44		
120		45		
121		41		
122		42		
123		42		
124		55		
125		61		
126		61		
127		56		
128		59		
129		47		
130		51		
131		49		
132		46		
133		56		
134		56		
135		61		
136		65		
137		42		
138		44		
139		52		
140		43		
141		63		
142		61		
143		66		
144		44		
145		53		
146		43		
147		38		
148		45		
149		45		
150		48		
151		61		
152		59		
153		79		
154		73		
155		94		
156		98		
157		1,197		
計	1	8,255	677	622

適用職員数	9,555人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							3		
3	40								
4									
5									12
6	28								
7	5								
8									
9									
10	1								
11	3								
12	15								
13									
14	3	1							
15	1								
16	31								
17									
18	3	2							
19	30								
20	31	32				1			
21		1							
22	30	7			1				
23	4								
24	36	59		1		1			
25	2	1							
26	5	10		4	1				
27	3	2							
28	12	53		6	1			2	
29	2	2						7	
30	7	16		3	1	2		3	
31								6	
32	3	40	19	1	1			2	
33									
34	1	29	14	6	1	1		1	
35	1	3	1						
36	1	60	14	8		2			
37		2	6					3	
38	1	31	10	10	1	2		1	
39	1	3	4			2	1	1	
40	3	49	15	9	1	2	1	1	
41		1	3		3	1	5		
42	1	30	19	11	1		3		
43	1		1			1	19	2	
44		23	19	13		2	5		
45		4			1	4	2	1	
46		13	18	15		2			
47	1	6		1		3	10		
48		19	40	14	12	3	2		
49		4	2	2	10	2	5		
50		15	34	15	5	5	2		
51		2	2	3	7	2	4		
52		20	37	15	11	3			
53		3	2	2	7	4	2		
54		14	29	15	6	1	1		
55		2	3	3	6	3	9		
56		18	36	19	10	3			
57			1	5	11	2	4		
58		10	33	16	4	3	1		
59			1	3	9	6	5		
60			29	27	6	3			
61			2	2	9	1	4		
62		1	27	27	5	1	1		
63			1	7	3	2	2		
64			33	29	5	2			
65			1	10	2	2	2		
66		3	26	21	5	2			
67			3	4	7	4	2		
68			30	13	6	3	1		
69			2	11	9	2	1		
70			34	18	4	3			
71			6	10	2	3	1		
72		1	38	15	5	2			
73			4	8	11	6	3		
74			13	23	7	4			
75			3	7	9	5			
76			19	19	4				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			1	10	4	1			
78			23	11	3	3			
79			2	13	10	3			
80			20	6	5	1			
81			5	1	4	3			
82			17	9		2			
83				7	5	8			
84			2	1	4				
85				4	125	22			
86			5	3					
87			1	6					
88				3					
89			2	4					
90			2	4					
91			1	2					
92				4					
93			1	2					
94			2	3					
95									
96				1					
97				1					
98				3					
99			1	5					
100			1	1					
101			1	1					
102				6					
103				1					
104				3					
105			1	1					
106			2	3					
107				1					
108			1	2					
109			2	2					
110			1						
111			3	1					
112				8					
113				5					
114				2					
115				1					
116									
117									
118			1	1					
119			1	1					
120				2					
121			1	58					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128			1						
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137			1						
138			1						
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	304	592	738	654	368	151	101	30	12

適用職員数	2,950人
-------	--------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					26	189,000			26	189,000
19					28	193,368			28	193,368
20			10	203,700	43	198,958			53	199,853
21			16	207,344	40	205,715			56	206,180
22	109	220,718	15	212,993	28	211,575			152	218,272
23	85	224,467	20	218,515	23	219,109			128	222,574
24	119	229,306	17	224,135	25	224,364			161	227,993
25	108	234,971	16	230,350	22	234,405			146	234,379
26	124	240,591	15	238,567	23	238,530			162	240,111
27	119	246,690	16	242,888	19	247,389			154	246,381
28	97	251,905	10	244,730	10	242,300			117	250,471
29	125	258,361	4	256,325	19	256,411			148	258,055
30	102	265,792	11	262,373	19	262,474			132	265,030
31	93	271,649	9	269,000	15	259,140			117	269,842
32	111	276,896	6	276,317	18	275,194			135	276,644
33	87	280,971	10	274,890	11	277,845			108	280,090
34	83	286,705	5	285,600	17	281,512			105	285,811
35	80	290,763	4	288,200	23	283,587			107	289,124
36	86	294,022	5	291,160	15	295,960			106	294,161
37	79	300,103	2	292,350	5	276,500			86	298,551
38	49	306,812	4	303,475	7	314,586			60	307,497
39	55	313,259	5	295,820	24	320,950			84	314,419
40	49	316,414	4	317,725	31	315,400			84	316,102
41	56	328,163	5	311,820	22	314,791			83	323,634
42	41	336,073	x	x	36	325,611			78	331,156
43	55	342,511	4	342,925	32	343,481			91	342,870
44	58	357,576	4	361,475	21	347,310			83	355,166
45	68	362,387	7	345,514	29	357,593			104	359,914
46	57	368,249	6	362,200	42	364,283	x	x	106	366,310
47	73	371,433	13	370,292	47	366,755			133	369,668
48	76	373,925	21	366,976	35	369,546			132	371,658
49	83	373,866	13	369,046	51	370,235	x	x	148	372,199
50	124	382,502	20	378,360	58	372,497	x	x	203	378,987
51	119	386,915	20	379,350	41	375,956	x	x	181	383,336
52	97	391,078	26	381,754	53	377,292	x	x	177	385,442
53	140	392,666	21	386,319	49	382,500	2	381,950	212	389,586
54	117	396,895	32	391,891	62	384,806			211	392,584
55	115	400,948	10	390,370	36	390,669			161	397,993
56	135	403,089	22	392,600	47	388,577	2	363,600	206	398,274
57	128	408,244	20	401,460	52	387,700	x	x	201	402,088
58	102	413,571	14	402,257	49	392,676	x	x	166	406,192
59	118	412,945	13	399,462	60	399,620			191	407,841
60以上	x	x							x	x
合 計	3,523	324,665	476	322,259	1,313	325,207	11	365,091	5,323	324,667

(注) 1 平均給料月額は、平成18年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である（以下本表の各給料表について同じ。）。
 2 「x」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表の各給料表について同じ。）。

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	3	235,100							3	235,100
23	2	244,800							2	244,800
24	4	252,100							4	252,100
25	9	256,711							9	256,711
26	10	264,940							10	264,940
27	4	280,875							4	280,875
28	10	287,330							10	287,330
29	3	297,667			x	x			4	287,850
30	4	305,675							4	305,675
31	x	x			x	x			2	294,800
32	12	326,125							12	326,125
33	5	338,280							5	338,280
34	4	346,775							4	346,775
35	7	351,071							7	351,071
36	4	353,075							4	353,075
37	8	356,400			x	x			9	356,778
38	6	363,767							6	363,767
39	6	373,000							6	373,000
40	3	387,933							3	387,933
41	3	371,300							3	371,300
42										
43	x	x			x	x			2	393,900
44	3	400,500							3	400,500
45	4	410,300							4	410,300
46	3	409,233							3	409,233
47	x	x							x	x
48	5	438,100							5	438,100
49	2	439,850							2	439,850
50	8	440,450							8	440,450
51	6	444,417							6	444,417
52	6	446,183							6	446,183
53	6	441,100							6	441,100
54	8	447,100							8	447,100
55	7	456,029							7	456,029
56	14	459,136							14	459,136
57	9	465,544							9	465,544
58	12	477,100							12	477,100
59	15	492,900							15	492,900
60以上										
合 計	218	385,211			4	322,475			222	384,081

医療職給料表（一）

年齢	項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
		職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26		5	338,240							5	338,240
27		x	x							x	x
28		x	x							x	x
29		3	374,000							3	374,000
30		4	367,750							4	367,750
31		4	384,700							4	384,700
32		3	426,100							3	426,100
33		x	x							x	x
34											
35											
36		2	420,850							2	420,850
37											
38											
39											
40		x	x							x	x
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49		x	x							x	x
50											
51											
52											
53											
54		x	x							x	x
55											
56											
57											
58											
59		2	576,700							2	576,700
60以上		7	577,571							7	577,571
合 計		36	441,622							36	441,622

医療職給料表（二）

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目 職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22			x	x					x	x
23	x	x							x	x
24	2	242,450							2	242,450
25	6	252,433							6	252,433
26	5	260,800							5	260,800
27	6	265,800							6	265,800
28	11	270,273							11	270,273
29	3	269,467							3	269,467
30	2	284,350	x	x					3	284,500
31	6	285,317							6	285,317
32	6	292,717							6	292,717
33	6	295,467							6	295,467
34	5	296,060							5	296,060
35	5	303,340							5	303,340
36	6	303,183							6	303,183
37	9	307,022							9	307,022
38	3	326,567							3	326,567
39	12	324,200	x	x					13	319,085
40	11	324,645	x	x					12	316,333
41	3	353,933							3	353,933
42	8	343,325							8	343,325
43	6	359,733	x	x					7	357,414
44	5	344,280							5	344,280
45	x	x							x	x
46	4	382,700							4	382,700
47	4	379,375							4	379,375
48	8	390,600	x	x					9	391,933
49	10	367,080	x	x					11	365,727
50	8	408,375	x	x					9	405,689
51	12	386,175	x	x					13	386,062
52	9	395,733							9	395,733
53	9	400,589							9	400,589
54	7	406,014	x	x					8	406,600
55	10	412,790	x	x					11	412,773
56	7	403,171	x	x					8	403,550
57	7	410,514							7	410,514
58	11	418,773							11	418,773
59	7	424,671	3	402,933					10	418,150
60以上										
合 計	241	348,405	15	353,187					256	348,685

医療職給料表（三）

年齢	項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
		職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											
19											
20											
21											
22		3	256,700							3	256,700
23		6	259,100							6	259,100
24		8	262,400							8	262,400
25		6	267,767							6	267,767
26		5	283,200	x	x					6	279,817
27		5	283,800							5	283,800
28		6	285,917							6	285,917
29		5	287,740							5	287,740
30		4	295,500	x	x					5	295,740
31		2	300,900	x	x					3	300,800
32		2	297,800							2	297,800
33		3	303,267	x	x					4	302,600
34		5	307,840	x	x					6	307,567
35		4	311,975	2	301,900					6	308,617
36		3	314,033							3	314,033
37		x	x							x	x
38		2	313,050							2	313,050
39		x	x	x	x					2	325,000
40		3	339,467							3	339,467
41		3	332,833							3	332,833
42		x	x							x	x
43		3	352,300	x	x					4	350,225
44											
45		x	x	x	x					2	380,450
46		2	383,700							2	383,700
47		2	385,800							2	385,800
48		4	384,100							4	384,100
49		3	390,267	x	x					4	377,875
50											
51		5	386,240							5	386,240
52											
53		x	x							x	x
54		2	409,250							2	409,250
55		3	406,133							3	406,133
56		6	402,483	x	x					7	399,686
57		3	400,467							3	400,467
58		3	412,367							3	412,367
59		3	412,367							3	412,367
60以上											
合 計		119	325,992	12	320,450					131	325,485

海 事 職 給 料 表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21			X	X					X	X
22			X	X					X	X
23			2	280,050					2	280,050
24			X	X					X	X
25			X	X					X	X
26										
27					X	X			X	X
28										
29					X	X			X	X
30										
31	X	X							X	X
32			X	X					X	X
33			2	335,600					2	335,600
34										
35					2	332,100			2	332,100
36										
37	X	X	X	X					2	351,250
38					3	336,300			3	336,300
39	X	X	X	X					2	355,700
40					X	X			X	X
41			X	X	X	X			2	372,450
42					X	X			X	X
43					X	X			X	X
44			X	X					X	X
45										
46					3	403,100			3	403,100
47			X	X	X	X			2	383,750
48	2	415,250							2	415,250
49	X	X					X	X	2	361,950
50					X	X			X	X
51	X	X	X	X	2	424,150	X	X	5	415,080
52	X	X	X	X	2	405,600			4	406,550
53	X	X							X	X
54	X	X	2	425,250					3	425,267
55	X	X	X	X					2	374,300
56	X	X			3	414,600			4	421,100
57					4	420,775			4	420,775
58			X	X	2	408,200			3	415,100
59					X	X	X	X	2	399,150
60以上										
合 計	12	391,700	20	354,900	30	383,313	3	375,100	65	375,740

教育職給料表（一）

年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30			x	x					x	x
31	x	x							x	x
32	2	367,150							2	367,150
33	x	x							x	x
34										
35	x	x							x	x
36										
37	x	x							x	x
38	2	378,650							2	378,650
39										
40										
41										
42	x	x							x	x
43	2	389,600							2	389,600
44	x	x							x	x
45	2	425,950							2	425,950
46	x	x							x	x
47	x	x							x	x
48										
49	3	476,567							3	476,567
50	2	526,000							2	526,000
51	3	492,400							3	492,400
52	x	x							x	x
53	2	519,400							2	519,400
54	x	x							x	x
55	x	x	x	x					2	462,700
56	2	534,850							2	534,850
57	x	x							x	x
58			x	x					x	x
59	x	x							x	x
60以上	6	552,533							6	552,533
合 計	39	461,303	3	395,600					42	456,610

教育職給料表（二）

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	18	247,600	x	x					19	247,184
23	19	251,595			x	x			20	250,825
24	34	256,362	x	x	2	234,600			37	255,032
25	34	262,026			2	248,300			36	261,264
26	28	270,164							28	270,164
27	26	276,215	2	267,350					28	275,582
28	31	285,271			3	263,767			34	283,374
29	25	291,420							25	291,420
30	49	296,867	2	300,900	x	x			52	296,646
31	51	305,365	3	301,367					54	305,143
32	55	312,433	x	x					56	311,795
33	62	315,887	3	314,533	x	x			66	315,598
34	55	323,935	4	302,575	2	290,300			61	321,431
35	43	327,665	4	323,725	2	299,350			49	326,188
36	66	336,494	x	x	x	x			68	335,390
37	55	343,404	x	x					56	343,009
38	51	349,569	2	310,450	2	296,900			55	346,231
39	61	351,421	x	x					62	351,135
40	78	361,553	2	358,900					80	361,486
41	84	367,052	6	331,000					90	364,649
42	94	373,810	4	370,800	3	297,767			101	371,432
43	101	379,560	5	348,280	x	x			107	377,767
44	96	379,369	6	330,633	4	361,975			106	375,954
45	72	388,629	5	360,460	2	339,200			79	385,595
46	114	395,036	3	384,367	2	345,200			119	393,929
47	118	400,114	4	381,050	2	321,000			124	398,223
48	132	405,311	7	399,343					139	405,011
49	124	411,648	14	379,793	2	370,000			140	407,868
50	125	415,918	6	363,267	2	401,200			133	413,321
51	143	417,718	14	387,200	x	x			158	414,470
52	179	421,290	15	414,060	2	373,900			196	420,253
53	181	421,225	12	402,858	6	402,967			199	419,567
54	119	425,960	18	415,800	x	x			138	424,353
55	127	427,591	14	409,386	2	417,950			143	425,673
56	116	429,380	7	396,329					123	427,499
57	122	431,476	15	411,007	3	347,733			140	427,489
58	89	433,139	9	398,822	7	413,829			105	428,910
59	120	432,948	10	407,660	4	403,000			134	430,166
60以上										
合 計	3,097	384,861	202	380,158	61	346,964			3,360	383,890

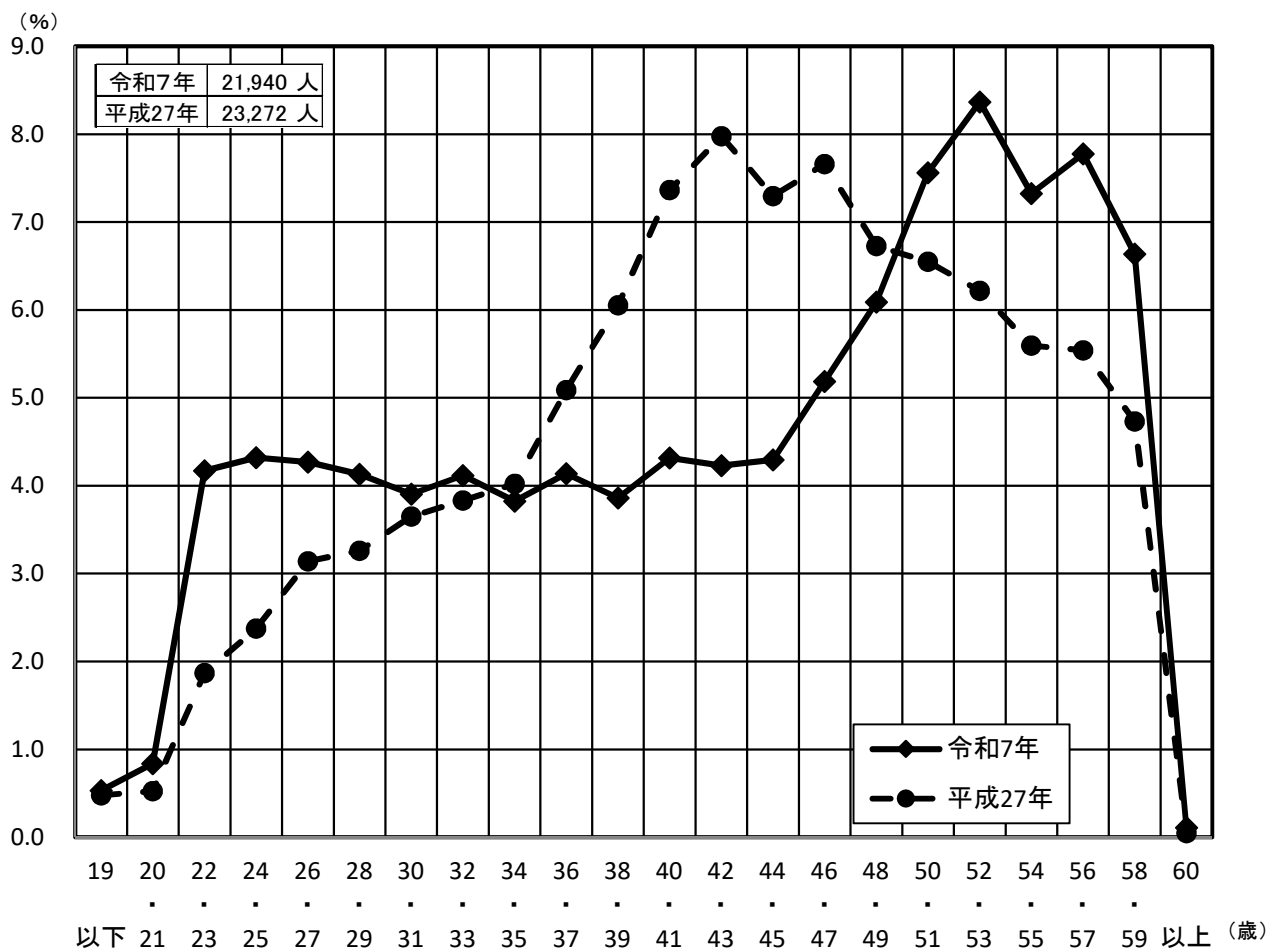
教育職給料表（三）

項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			13	226,700					13	226,700
21			16	233,450					16	233,450
22	203	247,600	19	242,405					222	247,155
23	208	251,630	14	249,071					222	251,468
24	182	256,737	14	254,086					196	256,547
25	188	261,936	14	259,143					202	261,742
26	195	268,672	14	264,193					209	268,372
27	144	277,176	18	272,894					162	276,701
28	175	285,207	11	281,500					186	284,988
29	146	292,442	10	286,580					156	292,067
30	159	299,104	10	285,510					169	298,300
31	140	306,482	5	299,780					145	306,251
32	145	311,373	7	300,400					152	310,868
33	158	318,377	12	305,258					170	317,451
34	142	324,428	8	321,125					150	324,252
35	147	331,146	13	321,046					160	330,325
36	137	337,372	4	333,825					141	337,272
37	178	344,144	9	332,722					187	343,595
38	126	350,009	12	338,158					138	348,978
39	169	354,592	23	348,922					192	353,913
40	152	361,397	20	351,780					172	360,278
41	181	366,424	23	360,209					204	365,724
42	155	372,201	13	356,223					168	370,965
43	161	378,336	28	368,500					189	376,879
44	173	382,246	19	373,942					192	381,424
45	173	386,799	29	379,597					202	385,765
46	174	391,212	28	386,468					202	390,554
47	242	395,723	38	389,029					280	394,814
48	215	399,898	49	390,135					264	398,086
49	274	405,053	72	399,732					346	403,946
50	306	409,834	86	401,936					392	408,101
51	323	411,811	96	405,444					419	410,352
52	339	415,144	119	408,841					458	413,506
53	322	417,658	147	412,210					469	415,950
54	291	422,634	130	413,761					421	419,894
55	288	422,267	110	415,636					398	420,435
56	294	423,758	167	415,625					461	420,812
57	282	426,172	142	415,659					424	422,651
58	235	427,891	86	417,613					321	425,137
59	258	428,759	127	420,768					385	426,123
60以上										
合 計	7,780	365,493	1,775	389,703					9,555	369,991

公安職給料表

項目 年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					38	217,500			38	217,500
19					25	224,412			25	224,412
20					20	231,945			20	231,945
21					25	242,972			25	242,972
22	23	250,100			36	248,786			59	249,298
23	24	253,229			50	255,552			74	254,799
24	18	261,228			43	261,988			61	261,764
25	34	270,176			38	268,918			72	269,513
26	36	276,322			45	275,389			81	275,804
27	25	281,120			45	279,593			70	280,139
28	48	285,902			57	284,353			105	285,061
29	50	290,264			41	287,159			91	288,865
30	28	290,557			45	291,071			73	290,874
31	46	292,885			35	293,494			81	293,148
32	42	297,655			41	298,183			83	297,916
33	43	300,233			45	307,231			88	303,811
34	48	304,617			41	310,424			89	307,292
35	50	313,628			32	314,666			82	314,033
36	50	322,164			60	320,115			110	321,046
37	59	325,429			58	328,407			117	326,905
38	67	335,773			39	332,626			106	334,615
39	49	340,476			62	338,171			111	339,188
40	55	346,820			48	348,913			103	347,795
41	54	354,461			46	362,128			100	357,988
42	37	360,468			41	364,627			78	362,654
43	46	366,517			43	375,895			89	371,048
44	43	385,528			27	384,378			70	385,084
45	57	395,061			30	389,297			87	393,074
46	38	393,724			31	398,171			69	395,722
47	48	407,767			34	401,376			82	405,117
48	24	412,363			33	405,288			57	408,267
49	38	414,666			29	409,110			67	412,261
50	28	419,189			41	412,205			69	415,039
51	15	427,000			37	417,724			52	420,400
52	16	427,263			31	422,326			47	424,006
53	17	422,941	x	x	21	414,224			39	417,795
54	17	426,076			30	423,170			47	424,221
55	17	427,047			23	429,457			40	428,433
56	22	434,895	x	x	15	433,567			38	434,521
57	25	423,884			29	427,272			54	425,704
58	22	424,227			19	430,800			41	427,273
59	37	427,119			23	435,961			60	430,508
60以上										
合計	1,396	345,567	2	422,950	1,552	332,993			2,950	339,004

第12表 年齢階層別人員構成比（令和7年と平成27年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 613事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から123事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員は、4,627人（うち初任給関係職種212人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,675人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は34,057人であり、うち、行政職に相当するものは16,737人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 108	事業所 14	事業所 6	事業所 9	事業所 61	事業所 18
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	8	1	0	0	3	4
製 造 業	26	2	3	3	11	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	25	4	1	2	14	4
卸 売 業 ， 小 売 業	14	1	2	1	10	0
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	5	1	0	1	3	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	30	5	0	2	20	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか，調査不能の事業所が15所あった。
 2 調査対象事業所123所に占める調査完了事業所108所の割合（調査完了率）は，87.8%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			【参考】 50人以上 100人未満
		(100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 225,713	円 217,953	円 230,282	円 218,833
	短 大 卒	181,641	180,340	185,290	x
	高 校 卒	182,211	182,013	183,721	182,667
新 卒 技 術 者	大 学 卒	274,623	277,500	x	-
	短 大 卒	220,227	x	x	-
	高 校 卒	174,707	174,889	174,510	-
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	245,866	256,346	229,241	218,833
	短 大 卒	195,614	198,687	186,995	x
	高 校 卒	179,834	180,486	177,671	182,667

- (注) 1 金額は，基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり，時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は，調査事業所が1所の場合である。

第15表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
支店長	2	54.9	592,061	70	591,991	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上及び本表3企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	54.9	592,061	70	591,991		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	4	53.7	828,193	3,680	824,513		
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	2	53.2	705,075	0	705,075		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	111	54.1	538,742	13,464	525,278	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	55	53.9	567,747	13,691	554,056		
短大卒	18	54.7	497,385	26,000	471,385		
高校卒	38	53.9	510,494	7,296	503,198		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	70	52.5	726,202	64,431	661,771	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上
大学卒	47	52.0	796,062	56,989	739,073		
短大卒	5	54.2	579,520	83,189	496,331		
高校卒	18	53.1	601,930	76,895	525,035		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	60	51.0	475,554	2,608	472,946	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
大学卒	42	50.4	490,862	916	489,946		
短大卒	4	54.8	403,284	5,716	397,568		
高校卒	14	51.7	445,881	7,461	438,420		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	22	50.6	523,441	52,876	470,565	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
大学卒	14	50.0	631,768	90,367	541,401		
短大卒	2	53.1	516,880	71,980	444,900		
高校卒	4	51.8	439,389	8,692	430,697		
中学卒	2	48.5	338,355	0	338,355		
事務課長	269	50.1	483,336	25,117	458,219	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
大学卒	135	49.5	481,652	20,312	461,340		
短大卒	33	50.4	418,204	21,900	396,304		
高校卒	101	50.8	507,167	33,011	474,156		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	196	48.4	619,640	78,903	540,737	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
大学卒	89	46.8	612,272	67,068	545,204		
短大卒	25	47.7	654,810	101,088	553,722		
高校卒	81	50.5	617,355	85,066	532,289		
中学卒	x	x	x	x	x		

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きま って支 給する 給与 (A)	うち時 間 外手 当(B)	(A)-(B)			
								円
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	87	48.7	433,159	37,922	395,237	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	本表2企業規模500人以上及び本表3企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大学卒	37	46.2	449,785	49,932	399,853		
	短大卒	11	54.8	415,144	7,494	407,650		
	高校卒	37	49.5	415,762	34,838	380,924		
	中学卒	2	47.0	558,009	33,813	524,196		
	技術課長代理	28	49.5	493,496	64,730	428,766		
	大学卒	10	46.2	488,152	63,708	424,444		
	短大卒	5	45.4	516,344	84,942	431,402		
	高校卒	13	53.2	490,059	58,915	431,144		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務係長	315	45.3	397,961	45,165	352,796	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	138	44.0	402,445	45,764	356,681		
	短大卒	69	45.5	377,337	42,061	335,276		
	高校卒	103	46.9	405,614	46,661	358,953		
	中学卒	5	44.5	415,076	41,136	373,940		
	技術係長	132	45.8	472,574	54,190	418,384		
	大学卒	78	44.4	477,852	53,850	424,002		
	短大卒	21	44.8	457,159	49,303	407,856		
	高校卒	32	50.0	470,262	58,705	411,557		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務主任	389	42.0	339,589	29,106	310,483	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	同上
	大学卒	139	39.5	322,958	25,122	297,836		
	短大卒	82	41.0	330,111	32,160	297,951		
	高校卒	161	44.9	357,178	30,489	326,689		
	中学卒	7	45.3	447,722	53,112	394,610		
	技術主任	185	41.6	498,922	78,896	420,026		
	大学卒	79	36.2	426,016	59,334	366,682		
	短大卒	31	40.5	425,550	55,969	369,581		
	高校卒	75	49.1	630,270	115,766	514,504		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務係員	932	36.0	285,137	21,827	263,310		同上
	大学卒	324	34.6	306,680	24,008	282,672		
	短大卒	228	36.1	263,307	17,202	246,105		
	高校卒	369	36.8	279,358	22,176	257,182		
	中学卒	11	47.4	342,784	52,536	290,248		
	技術係員	433	33.7	381,128	59,268	321,860		
	大学卒	209	33.0	376,743	54,261	322,482		
	短大卒	56	33.1	363,474	55,892	307,582		
	高校卒	167	35.0	395,442	68,130	327,312		
	中学卒	x	x	x	x	x		

(注) 「中間職(課長(係長)-係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職	支店長	2	54.9	592,061	70	591,991	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	54.9	592,061	70	591,991		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	3	52.1	972,784	5,402	967,382		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技術 関 係 職	事務部長	36	54.0	665,952	32,021	633,931	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	19	54.3	705,059	36,436	668,623		
	短大卒	5	52.6	578,941	55,300	523,641		
	高校卒	12	54.0	636,029	15,102	620,927		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	57	52.2	793,824	81,184	712,640		
	大学卒	43	52.4	814,577	63,314	751,263		
	短大卒	2	52.5	696,279	194,424	501,855		
	高校卒	12	51.7	737,788	124,550	613,238		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技術 関 係 職	事務部次長	12	51.0	533,798	5,025	528,773	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	10	50.3	537,574	0	537,574		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	10	51.0	765,044	131,916	633,128		
	大学卒	8	49.3	776,441	144,534	631,907		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技術 関 係 職	事務課長	100	50.2	568,443	49,176	519,267	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級
	大学卒	41	49.6	561,620	45,216	516,404		
	短大卒	8	48.3	523,823	57,691	466,132		
	高校卒	51	51.1	582,311	51,270	531,041		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	132	48.2	670,288	97,799	572,489		
	大学卒	55	46.5	664,273	85,254	579,019		
	短大卒	20	46.4	671,012	111,027	559,985		
	高校卒	56	50.6	679,342	106,396	572,946		
	中学卒	x	x	x	x	x		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当(B)				
人	歳	円	円	円				
事務	事務課長代理	33	47.9	482,735	65,125	417,610	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職5級 " 6級
	大学卒	16	45.0	478,322	75,264	403,058		
	短大卒	2	55.0	356,429	0	356,429		
	高校卒	13	51.7	514,697	66,269	448,428		
	中学卒	2	47.0	558,009	33,813	524,196		
	技術課長代理	16	51.9	535,611	78,700	456,911		
	大学卒	5	51.4	592,465	93,335	499,130		
	短大卒	2	41.0	615,895	172,066	443,829		
	高校卒	9	53.8	497,422	57,485	439,937		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務係長	122	46.8	454,698	52,723	401,975	係の長及び係長級専門職	行政職3級 " 4級
	大学卒	44	45.3	474,591	61,839	412,752		
	短大卒	22	45.6	402,442	40,080	362,362		
	高校卒	51	48.9	463,375	51,138	412,237		
	中学卒	5	44.5	415,076	41,136	373,940		
	技術係長	57	42.6	520,954	73,390	447,564		
	大学卒	35	41.3	528,169	71,566	456,603		
	短大卒	10	40.9	478,860	53,132	425,728		
	高校卒	12	47.8	535,991	97,170	438,821		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	事務主任	147	43.0	382,631	39,224	343,407	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	32	39.5	353,388	36,940	316,448		
	短大卒	25	41.3	355,588	41,924	313,664		
	高校卒	84	45.0	398,640	38,196	360,444		
	中学卒	6	43.2	465,992	59,727	406,265		
	技術主任	122	43.5	578,674	90,623	488,051		
	大学卒	39	36.5	502,449	62,064	440,385		
	短大卒	16	39.6	486,771	55,460	431,311		
	高校卒	67	49.9	662,391	122,211	540,180		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職種	事務係員	378	35.9	305,947	23,172	282,775		行政職1級
	大学卒	103	33.7	326,706	23,899	302,807		
	短大卒	84	34.9	277,832	19,731	258,101		
	高校卒	183	37.2	306,355	23,869	282,486		
	中学卒	8	44.7	366,521	42,647	323,874		
	技術係員	286	34.1	396,953	57,440	339,513		
	大学卒	123	32.7	386,408	45,391	341,017		
	短大卒	37	32.8	374,103	54,557	319,546		
	高校卒	125	36.2	419,571	73,477	346,094		
	中学卒	x	x	x	x	x		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務・技術関係職種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	x	x	x	x	x	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	75	54.1	472,524	3,804	468,720	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	36	53.8	493,012	1,311	491,701			
短大卒	13	55.7	461,778	13,207	448,571			
高校卒	26	53.9	444,781	3,209	441,572			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	13	53.2	488,106	5,443	482,663	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	4	48.5	629,243	0	629,243			
短大卒	3	55.4	501,399	8,763	492,636			
高校卒	6	55.1	403,548	7,308	396,240			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	48	51.0	455,149	1,761	453,388	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	32	50.4	469,870	1,327	468,543			
短大卒	3	53.7	383,461	8,806	374,655			
高校卒	13	51.8	433,843	1,298	432,545			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	12	50.4	412,679	16,641	396,038	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	6	50.8	471,195	30,246	440,949			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	3	50.7	390,297	10,000	380,297			
中学卒	2	48.5	338,355	0	338,355			
事務課長	169	50.1	424,808	8,572	416,236	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級	
大学卒	94	49.5	440,008	7,342	432,666			
短大卒	25	51.2	376,265	7,689	368,576			
高校卒	50	50.5	418,755	11,529	407,226			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長	64	49.1	490,074	30,565	459,509	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級	
大学卒	34	47.5	507,676	30,489	477,187			
短大卒	5	55.4	553,316	38,825	514,491			
高校卒	25	50.1	455,040	29,214	425,826			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	対応級			
			きまって支給する給与		(A)-(B)					
			(A)	うち時間 外手当(B)						
	人	歳	円	円	円					
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	54	49.1	404,448	22,168	382,280	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級		
	大学卒	21	47.2	424,495	27,482	397,013				
	短大卒	9	54.8	430,457	9,448	421,009				
	高校卒	24	48.6	377,121	22,563	354,558				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	12	46.4	440,516	47,155	393,361				
	大学卒	5	42.2	408,599	41,113	367,486				
	短大卒	3	47.7	463,694	38,863	424,831				
	高校卒	4	51.8	471,214	62,577	408,637				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	193	44.1	354,992	39,441	315,551			係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	94	43.3	361,566	36,656	324,910				
	短大卒	47	45.5	363,187	43,178	320,009				
	高校卒	52	44.4	334,074	41,116	292,958				
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	75	48.5	430,627	37,543	393,084					
大学卒	43	47.2	432,197	37,775	394,422					
短大卒	11	49.0	433,587	45,144	388,443					
高校卒	20	51.5	425,713	32,634	393,079					
中学卒	x	x	x	x	x					
事務主任	242	41.5	316,482	23,674	292,808	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	107	39.5	315,165	22,096	293,069					
短大卒	57	40.9	319,119	27,948	291,171					
高校卒	77	44.8	315,902	22,817	293,085					
中学卒	x	x	x	x	x					
技術主任	63	38.0	355,449	57,800	297,649					
大学卒	40	35.9	350,437	56,634	293,803					
短大卒	15	41.6	354,097	56,563	297,534					
高校卒	8	42.9	386,230	66,798	319,432					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	554	36.0	267,624	20,694	246,930				行政職1級	
大学卒	221	35.0	296,112	24,066	272,046					
短大卒	144	36.9	253,208	15,445	237,763					
高校卒	186	36.3	243,340	19,918	223,422					
中学卒	3	51.4	307,235	67,345	239,890					
技術係員	147	32.6	333,446	64,779	268,667					
大学卒	86	33.7	354,910	74,298	280,612					
短大卒	19	34.1	327,797	60,374	267,423					
高校卒	42	29.0	281,824	42,951	238,873					
中学卒	-	-	-	-	-					

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	
				きまって支給する給与		(A)-(B)		
				(A)	うち時間 外手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	12	54.5	514,083	594	513,489		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	53.3	579,797	912	578,885		
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	6	55.7	448,370	275	448,095			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部長	6	52.0	423,895	4,053	419,842	2課以上又は構成員20人以上の部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)		
大学卒	x	x	x	x	x			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	4	50.0	416,008	6,080	409,928			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	3	54.3	417,620	0	417,620	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大学卒	x	x	x	x	x			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	2	54.0	400,055	0	400,055			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	6	55.0	512,294	68,378	443,916	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大学卒	3	55.0	493,043	56,543	436,500			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	2	58.5	588,256	111,006	477,250			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	18	51.3	548,188	2,681	545,507	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	12	52.6	597,846	4,022	593,824			
短大卒	3	51.0	486,023	0	486,023			
高校卒	3	46.3	411,720	0	411,720			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術課長	-	-	-	-	-			
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学校卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額				備考	
			きまって支給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	21	49.7	476,369	2,111	474,258	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
	大学卒	13	48.2	500,730	3,410	497,320		
	短大卒	3	53.3	462,434	0	462,434		
	高校卒	5	51.4	421,390	0	421,390		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	5	51.2	425,838	72,211	353,627		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	53.7	472,449	105,571	366,878		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務係長	35	44.2	407,822	48,274	359,548		係の長及び係長級専門職
	大学卒	16	42.8	465,874	67,411	398,463		
	短大卒	8	45.8	401,155	52,414	348,741		
	高校卒	11	45.2	328,233	17,428	310,805		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	7	41.0	336,632	24,618	312,014			
大学卒	x	x	x	x	x			
短大卒	2	45.0	307,028	21,178	285,850			
高校卒	4	38.3	338,102	18,127	319,975			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	67	37.5	373,082	39,381	333,701	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)		
大学卒	55	36.7	386,972	42,249	344,723			
短大卒	2	34.9	305,752	1,369	304,383			
高校卒	10	43.7	295,140	29,011	266,129			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	10	40.6	336,329	41,185	295,144			
大学卒	x	x	x	x	x			
短大卒	4	44.0	339,823	41,621	298,202			
高校卒	4	40.0	329,858	33,448	296,410			
中学卒	x	x	x	x	x			
事務係員	103	35.8	260,187	26,734	233,453			
大学卒	33	32.2	302,622	41,633	260,989			
短大卒	24	35.7	253,004	17,167	235,837			
高校卒	46	38.5	233,491	21,038	212,453			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	5	38.8	271,128	32,875	238,253			
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	2	33.0	251,304	20,304	231,000			
高校卒	3	42.7	284,343	41,256	243,087			
中学卒	-	-	-	-	-			

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考
				きまって支 給する給与 (A)		(A)-(B)	
				円	うち時間 外手当(B)		
研究 関係 職種	研究所長	x	x	x	x	x	構成員50以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者, 上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	31	49.5	716,975	139,685	577,290	
	研究室(係)長	31	45.5	560,083	53,481	506,602	
	主任研究員	27	36.2	430,023	34,553	395,470	
	研究員	37	29.7	333,523	24,311	309,212	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	59.0	1,705,410	170,000	1,535,410	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者
	副院長	x	x	x	x	x	
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	44	43.3	1,463,804	226,433	1,237,371	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	2	56.5	731,016	113,780	617,236	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	19	33.0	367,811	17,085	350,726	
	診療放射線技師	24	38.9	358,777	35,052	323,725	
	臨床検査技師	29	34.8	302,749	26,002	276,747	
	栄養士	28	37.3	281,578	42,952	238,626	
	理学療法士	17	42.3	315,772	7,333	308,439	
	作業療法士	33	38.7	304,409	19,306	285,103	
	総看護師長	7	53.7	517,060	9,402	507,658	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以 上
	看護師長	44	48.0	431,401	36,650	394,751	
看護師	137	34.9	317,573	39,800	277,773		
准看護師	51	48.8	280,536	50,314	230,222		
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	4	56.8	572,235	0	572,235	
	大学教授	37	58.2	522,815	0	522,815	
	大学准教授	26	49.9	476,989	0	476,989	
	大学講師	21	44.2	419,097	0	419,097	
	大学助教	21	41.4	373,244	0	373,244	
	高等学校校長	2	50.5	519,505	0	519,505	
	高等学校教頭	8	56.9	470,963	0	470,963	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
高等学校指導教諭	-	-	-	-	-		
高等学校教諭	108	42.3	362,244	908	361,336		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きま つて支 給する 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	13	52.3	760,573	42,489	718,084	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	12	48.3	683,115	201,486	481,629	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	7	37.4	574,182	179,431	394,751	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	15	30.3	524,165	169,934	354,231	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	7	58.1	705,913	237,297	468,616	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	15	38.9	573,703	188,184	385,519	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	12	24.9	403,977	119,315	284,662	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	9	47.6	439,952	50,445	389,507	
	用 務 員	-	-	-	-	-	

第16表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計 (100人以上)	44.2	(75.4)	(24.6)	(0.0)	55.8
	500人以上	73.6	(75.4)	(24.6)	(0.0)	26.4
	100人以上500人未満	28.8	(75.4)	(24.6)	(0.0)	71.2
	【参考】 50人以上100人未満	16.7	(33.3)	(66.7)	(0.0)	83.3
高校卒	規模計 (100人以上)	36.1	(66.7)	(33.3)	(0.0)	63.9
	500人以上	64.6	(75.2)	(24.8)	(0.0)	35.4
	100人以上500人未満	21.2	(53.0)	(47.0)	(0.0)	78.8
	【参考】 50人以上100人未満	11.1	(100.0)	(0.0)	(0.0)	88.9

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、回答のあった本店を対象として集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 県内民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	60.8%
支給しない	39.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第18表 県内民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
98.4%	(5.1%)	(77.2%)	(2.7%)	(15.0%)	1.6%

- (注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2からその4において同じ。)

その2 距離段階別定額制における支給月額

距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,568円	6,997円	12,583円	17,582円	23,586円	29,438円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	35,243円	46,320円	53,208円	60,306円	66,401円	

- (注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
38.2%	(23.4%)	(48.3%)	(28.3%)	(0.0%)	61.8%

- (注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
35.4%	0.0%	0.0%	0.0%	24.9%	0.0%	0.0%	0.0%
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
22.0%	17.7%						

- (注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
 2 全額支給制及び制限支給制にあっては最高支給月額。

第19表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級（非 役 員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
52.4%	47.6%	49.3%	50.7%	49.9%	50.1%

(注) 企業規模100人以上，かつ，事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第20表 県内民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	71.9%	28.1%	0.0%

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上，かつ，事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

3 生 計 費 関 係

令和7年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食 料 費……………食料
- 住 居 関 係 費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物
- 雑 費 I ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- 雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

第21表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費

費 目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	32,120	43,390	55,490	67,590	79,700
住 居 関 係 費	49,320	64,030	53,430	42,840	32,250
被 服 ・ 履 物 費	7,230	5,200	8,290	11,370	14,460
雑 費 I	35,350	51,800	72,140	92,460	112,800
雑 費 II	11,950	19,460	25,450	31,460	37,460
計	135,970	183,880	214,800	245,720	276,670

4 人事院の報告及び勧告の概要

令和7年 人事院勧告・報告の概要



激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65 km以上から100 km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60 km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円(3.62%)を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

● **俸給**

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)
【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)
- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

● **本府省業務調整手当**

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● **特勤手当等**

- ▶ 特勤手当及び特勤手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤手当等 72円 はね返し分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月
- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月
- ▶ **民間の支給状況に見合うよう引上げ**
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度 期末手当	1.2625月	1.2625月
以降 勤勉手当	1.0625月	1.0625月

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

2

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し

- ・ 支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
- ・ 本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ
〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】 (指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

	職務の級	手当額 (円)	
		現行	見直し後
幹部・ 管理職員	指定職	—	51,800
	行(一) 7級以上	—	51,800
幹部・ 管理職員 以外の職員	行(一) 7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

②在級期間表の廃止 《令和8年4月実施》

- ▶ 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与と処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止
 - ※ 在級期間…職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置(特勤手当等)の見直し

- 《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》
- ▶ 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
 - ▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特勤官署等に勤務する職員に支給される特勤手当等を次のとおり見直し
 - ① 特勤手当等と他の手当との減額調整の廃止
 - ・ 特勤手当と地域手当との減額調整の廃止
 - ・ 特勤手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
 - ② 特勤手当に準ずる手当の支給対象の拡大
 - ・ 特勤官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給
 - ※ そのほか、①特勤官署等の指定の見直し、②特勤手当等の額の算定基礎の見直し等を実施
 - ▶ その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

3

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当

《①(1)及び③は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)(現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

《令和8年4月実施》

- ▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当

《令和7年4月実施》

- ▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直：+300円 医師当直：+1,500円)

地域手当

《令和8年4月実施》

- ▶ 給与制度のアップデート(令和7年4月～)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い

《令和8年4月実施》

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民間人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

4

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

- ▶ 人材獲得競争が激しい中、各種施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていく必要
特に政策の企画立案等の業務は、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題
- ▶ 給与制度のアップデートで措置した、職務・職責をより重視した俸給体系の整備等の取組を更に強化する必要
- ▶ 人事行政諮問会議の最終提言で、まずは政策の企画や立案、高度な調整等を担う職員を対象に、給与・人事評価・任用の在り方を一体的に見直す必要性について指摘

優秀な人材の確保に向け、新たな人事制度を検討

新たな人事制度の方向性

- ▶ 採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準へ
 - ・ 高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることが重要
 - ・ 業務効率化の視点を踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう諸手当を抜本的に見直し
- ▶ 特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の新たな人事制度は、次の事項を一体的に検討

職務・職責をより重視した給与体系

例えば、

- ・ 役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成
- ・ 時々の職務・職責の変化に応じ水準調整が可能な仕組み
- ・ 参照すべき民間企業の業種・規模等の水準を踏まえた給与

勤務時間・任用等

- ・ 時間に縛られない働き方の導入
- ・ メリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方

- ▶ 令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告

※ 令和7年においても、職務・職責をより重視した給与を実現し、給与上の各課題に速やかに対処する観点から先行して「本年の給与勧告のポイント②③」の見直しを実施

5